

令和6年12月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

令和6年12月中川村議会定例会議事日程（第1号）	
令和6年12月5日（木） 午前9時00分 開会	
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告
日程第4	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて《専決第10号 専決日R6.10.9》 〔令和6年度中川村一般会計補正予算（第4号）〕
日程第5	議案第1号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第2号 令和6年度中川村一般会計補正予算（第5号）
日程第7	議案第3号 令和6年度中川村下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第8	一般質問

- 5番 桂川雅信
- （1）障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の推進を求める
 - （2）経済成長期のツケを若者世代に回さないために
 - （3）村づくりはリニアの幻想に惑わされずに進めよう
 - （4）次期村長選挙への宮下村長の見解を問いたい

- 3番 中塚礼次郎
- （1）带状疱疹予防ワクチン接種費用への補助制度創設について

- 4番 長尾和則
- （1）保育士の処遇および保育園施設の改善について
 - （2）中川村防災ハザードマップ等について

- 7番 島崎敏一
- （1）総合計画後期計画策定について
 - （2）保育所あり方検討委員会について

- 2番 松村利宏
- （1）持続可能な経済の構築及び健康で快適に生活できる村づくりについて
 - （2）中期的視点による人口減少、特に少子化対応について

出席議員（10名）	
1番	片桐邦俊
2番	松村利宏
3番	中塚礼次郎
4番	長尾和則
5番	桂川雅信
6番	山崎啓造
7番	島崎敏一
8番	大島 歩
9番	大原孝芳
10番	松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

村長	宮下健彦	副村長	富永和夫
教育長	片桐俊男	総務課長	松村恵介
地域政策課長	眞島 俊	住民税務課長 会計管理者	小林郁子
保健福祉課長	水野恭子	産業振興課長	松崎俊貴
建設環境課長	宮崎朋実	リニア対策室長	小林好彦
教育次長	上山公丘		

職務のために参加した者

議会事務局長	桃澤清隆
書記	座光寺 てるこ

令和 6 年 1 2 月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和 6 年 1 2 月 5 日 午前 9 時 0 0 分 開会

○事務局長	御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)
○議長	御参集、御苦労さまです。 ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年 12 月中川村議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。 ここで村長の挨拶をお願いいたします。
○村長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 中川村議会 12 月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ御多用の中かと思いますが、全員、定刻に御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。 今年は例年に増して暖かく、木々の色づきが非常に遅れている、こういうことでありますけれども、季節は晩秋から初冬へと移っております。ようやく両アルプスの高嶺に冠雪が見られました。南駒、空木の峰や塩見、荒川、赤石の峰々につきましても青い空にくっきりとした稜線を際立たせているところであります。 今年も残すところ一月を切るところとなりました。 前回―― 9 月の定例会以後の主立った村や国の行事、イベント、各種の大会等の取組についてまとめて申し上げたいと思います。 10 月 5 日に予定をされておりました東西小学校の運動会ではありますが、降雨がありましたため翌日―― 6 日に順延して開かれました。私は東小へ、副村長は西小へ、それぞれ招待をしていただき、児童の元気いっぱいに取り組む姿を見せていただいたところであります。児童数は減っても、校庭いっぱいに駆け回り、協力してダンスをしたり、借り物レースでは見学の保護者、家族が飛び入りで一緒に参加する姿があったり、大人と子どもが一緒に楽しむ行事としての運動会のよさを改めて感じたところであります。 1 週間遅れで 12 日に片桐保育園、13 日にはみなかた保育園の運動会がそれぞれの園で執り行われました。両園の運動会にも出席をいたしました。 10 月 19 日には第 3 回なかがわ産業祭が共同店舗チャオ及び J A 中川資材センターを中心にして開催をされました。 今年は変わった趣向がありまして、飯沼棚田で栽培している酒米――美山錦を炊いた御飯試食コーナーがありまして、試食をいたしましたけれども、味覚が鈍いせいかわかりませんが、食用のコシヒカリの御飯に遜色のない味がしてびっくりいたしました。 また、信州プロレスのイベントショーが地場センターで行われ、大いに盛り上

がりを見せたところであります。

翌 20 日にはサンアリーナですっかり定着した感のあるふれあい福祉広場が開かれ、様々な年代の皆さんの出し物があり、楽しく鑑賞し、また私自身も借り衣装で音楽レクリエーションの道化役で出演しましたが、果たして普及の役に立ったかどうかと思い返しているところであります。

10 月 27 日は名古屋市天白区区民まつりの開催予定でありましたが、衆議院議員選挙投票日と重なったために中止となりました。

11 月 3 日に区制施行 50 年記念イベントかぼっち健康フェスタが天白区、名古屋市農業センターを会場に開催をされ、村は農産物、加工品を持参し祭りに参加をいたしました。

11 月 2 日に東京港区竹芝で開催の第 3 回日本で最も美しい村まつりにも参加、出店をしてきたところであります。

文化の秋の象徴ともいえる第 49 回中川村文化祭が 11 月 1 日から 3 日にかけて牧ヶ原文化公園で盛大に開催をされました。文化祭開催の 3 日間は、美しい村連合の事業委員会、理事会及び美しい村まつりに出席するため鑑賞できませんでしたが、展示の部、ステージの部、それぞれ工夫を凝らした発表がされたことを館報第 313 号が詳しく報じております。

例年、10 月は中部国道協会道路整備促進大会、治水砂防事業促進全国大会が開催される時期でありますけれども、総選挙で新しい国会議員が決まる投票日以後の 11 月に開催を延期して行われたところであります。そのために当初予定の全国過疎地連盟――阿部長野県知事が会長であります――の総会、簡易水道整備促進大会及び全国町村長大会が集中をいたしまして、この 2 週間は東京出張が続く非常に密なスケジュールでありました。

11 月 29 日は中学 3 年生 6 人の議員による第 3 回子ども議会が開催をされました。地方自治について学ぶ単元のまとめとしての位置づけであったようですが、中学生の目線とはいえ、村を日本中に広め移住・定住を増やすこと、そのための情報発信ツールの選択と強化など、意見、提案をこれから生かしてまいりたいと思っております。

11 月 30 日は、中川村地球温暖化対策推進協議会主催、上伊那地域振興局後援で文化センターを会場にしまして脱炭素キックオフイベントを開催しました。

信州大学人文学部の茅野恒秀准教授の「脱炭素まちづくりをはじめよう」と題する講演があり、各種の体験コーナーが設置をされました。

文化センターの会場外では、水素燃料電池車の展示と水素燃焼エンジンから電力を取り出す実演、また館内では協賛団体の地球温暖化防止活動推進センターが実施をしますコーナーが多数設けられたところであります。家庭でもできる省エネの展示など、非常に幅広い参加体験型のイベントが展開をされました。

さて、一昨年、最低近くまで下落しました食用米の価格は、冷夏の平成 5 年―― 1993 年に最高値を記録して以後、下落続きの中、昨年の不作で再び値上がりし、

		さらに今年の米の端境期に起きました 8 月の台風、日向沖地震の発生などで一時 期小売店舗から米が消えた現象を反映してか、相対取引価格は近年の最高額を示 すほど反発、値上がりしております。	
		再生産につながる米価は喜ばしいことでありますけれども、外国産うるち米の 需要の高まりが一方で起きておりまして、国産米離れを警戒する関係者も生まれ る現象となっているようであります。	
		消費者にも理解される米価と安心して米作りができる生産農家の一致点を今後 見いだす取組が求められるというふうに感じております。	
		高い気温が続き、ようやく晩成種「ふじ」の収穫が終了しました。	
		また、市田柿の干し柿製品化工程も遅れているようであります。	
		ふじリンゴは、収量減、病害虫の被害果が多く、贈答出荷に向く果実が少ない ようであります。	
		干し柿は、温暖、適度な降雨で果実が肥大化した反面、干し上がりが遅く、カ ビの発生した農家も多いと聞いております。	
		最近、果樹栽培については順調な話があり聞かれず、抜本的な対策を検討す る必要があるのではないかと思うところであります。	
		11 月 22 日、政府は、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」、 副題としまして「～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」というこ とを閣議決定いたしました。	
		大きくりに 3 点、まず 1 つ、全ての世代の現在、将来の賃金、所得を増やす、 2 つ、誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける、3 点目、成長 型経済への移行の礎を築く、この 3 分野の政策ファイルとして発表をされてお りますけれども、令和 6 年度補正予算の特徴的なものを示している、こういう説明 があったところであります。	
		現在、臨時国会が開会され、所得税課税となる収入 103 万円をどう引き上げる のか、一方で住民税の大幅な減収につながることも確かでありまして、国会論戦 を注目するところであります。	
		同時に、政治資金規正法に関連して企業・団体献金の扱いがどう議論されるの かなど、政権与党が少数となったことから、引き締まった国会議論と国会運営が されそうであります。	
		さて、本日の会議に提出をいたしますのは、中川観光開発株式会社の経営状況 についての報告が 1 件、総選挙関連の専決処分をしました予算の承認案件が 1 件、 条例の一部改正案件が 1 件及び一般会計補正予算、下水道事業会計補正予算案、 各 1 件、合計 3 件の議案を提案いたします。	
		何とぞ、慎重な御審議の上、全員の御同意を賜りますようお願い申し上げまし て、定例会開会の御挨拶とさせていただきます。	
○議長	長	日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。	
		本定例会の会議録署名議員は議会議事規則第 127 条の規定により 2 番 松村利	
		宏議員及び 3 番 中塚礼次郎議員を指名します。	
		日程第 2 会期の決定についてを議題とします。	
		本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。	
		この際、議会運営委員長の報告を求めます。	
○議会運営委員長		(片桐 邦俊) 過日行いました議会運営委員会について報告いたします。	
		皆様のお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を 本日――12 月 5 日から 11 日までの 7 日間とするものです。	
		次に日程ですが、本日は承認第 1 号の承認案件、議案第 1 号の条例案件、議案 第 2 号と議案第 3 号の各会計補正予算については、上程、提案理由の説明から質 疑、討論、採決までをお願いいたします。	
		引き続き一般質問を行います。	
		6 日は午前 9 時から本会議をお願いし、一般質問を行います。	
		一般質問終了後、全員協議会を行います。	
		9 日は委員会の日程としますので、その中で付託案件の委員会審査をお願いい たします。	
		10 日は議案調査とします。	
		最終日の 11 日は、午後 2 時から本会議をお願いし、陳情に対する委員長報告、 質疑、討論、採決を行い、意見書等の発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、 討論、採決を行っていただく予定です。	
		以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようお願い しまして、報告とさせていただきます。	
○議長	長	お諮りします。	
		本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 11 日までの 7 日 間としたいと思いますが、御異議ありませんか。	
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	
○議長	長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 11 日までの 7 日間と決定し ました。	
		日程第 3 諸般の報告を行います。	
		初めに、監査委員から例月出納検査及び定期監査の報告があり、写しをお手元 に配付しておきましたので、御覧いただき、御了承願います。	
		次に、去る 9 月定例会において可決された「政府の責任で医療・介護施設への 支援を拡充し、全てのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書」「国の地方公 共団体に対する指示権は附帯決議を十分に踏まえた制度運用とすることを求める 意見書」については、内閣総理大臣をはじめ関係各機関へ提出しておきましたの で、御了承願います。	
		次に、本定例会までに受理した請願、陳情については、議会議事規則第 92 条の 規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付 託します。	

○産業振興課長	次に、本定例会に提出された議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。	
	次に、村長から行政報告の申出がありました。	
	報告第 1 号について説明を求めます。	
	なお、報告第 1 号 中川観光開発株式会社の経営状況については、後ほど時間を取り、細部についての説明を受ける予定ですので、御承知おきください。	
	報告第 1 号の説明を求めます。	
	報告第 1 号 中川観光開発株式会社の経営状況についてを御説明いたします。	
	本件は、地方自治法の規定に基づき、同社に係る第 54 期の営業報告及び決算並びに第 55 期の事業計画について報告するものです。	
	報告書にありますように、第 54 期は、客数の増加はあったものの、第 53 期同様、燃油などの物価の高騰、これのあおりを受け、利益につながりづらい一年となりました。	
	今期の売上高については、宿泊売上げ、前年比 116%、宴会売上げ、同比 182%、風呂、売店、食堂等の売上げ、同比 112%と、主軸となる事業は増加となったものの、燃油や材料の仕入れ等、物価の高騰による支出の増加により、純売上高は 1 億 5,093 万 1,000 円、前期比 113%、1,849 万 1,000 円の増で、最終損益は 107 万 7,000 円の黒字となり、新型コロナウイルス感染症の影響は減少しました。	
	第 52 期に陥った債務超過の状況からは脱却しております。	
○議長	第 55 期は、コロナ禍を経て、旅行や宴会など人の流れが活発化している現状を踏まえ、一般宿泊の食事メニューの見直しによる顧客満足度の向上、ビジネスプランの強化、夏合宿に加え、春合宿の獲得、ホームページの刷新など、PR 強化を含め検討し、さらに売上げの向上を目指すこととしています。	
	一方、運営面におきましては、恒常的な人手不足と確保に苦慮している現状に加え、コロナ禍に被った負債、運転資金の借入金の元金償還が開始となり、支出の増加は必至で、抜本的な経営改善が必要との考えの下、経営コンサルタントに支援を依頼し経営分析を行った上で、経営改善実行計画の策定、併せて施設の老朽化等を改善するための施設整備方針等の決定に向け望岳荘運営方針等検討委員会を立ち上げ、検討が始まっています。	
	物価が高騰する中、経費の削減に努め、一人でも多くの誘客ができるよう役員一丸となって取り組んでいく方針が去る 9 月 24 日に開催された株主総会で確認されております。	
	村としても、村内観光の中核としての機能をより発揮できますよう、引き続き各方面からの御支援をお願い申し上げ、この場での説明とし、詳細につきましては席を改めて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。	
	以上で諸般の報告を終わります。	

○副 村 長	日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて《専決第 10 号 専決日 R 6.10.9》	
	〔令和 6 年度中川村一般会計補正予算（第 4 号）〕	
	を議題とします。	
	提案理由の説明を求めます。	
	承認第 1 号 令和 6 年度中川村一般会計補正予算（第 4 号）について御説明をいたします。	
	今回の補正予算は、10 月 27 日に行われた第 50 回衆議院議員総選挙に係る予算の追加で、10 月 9 日付で専決処分を行ったものであります。	
	議案書に沿って御説明をいたします。	
	第 1 条 歳入歳出予算の補正は、既定予算の総額に 560 万円を追加し、総額を 50 億 5,380 万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第 1 表によるものであります。	
	歳入から御説明いたします。	
	5 ページをお願いします。	
○議長	17 款 県支出金、総務費委託金 560 万 3,000 円は衆議院議員総選挙に係る県委託金であります。	
	続いて歳出について御説明をいたします。	
	7 ページ、2 款 総務費、選挙費は衆議院議員総選挙に係る経費として総額で 574 万 8,000 円を計上いたしました。	
	9 ページ、14 款 予備費を 14 万 8,000 円減額し、予算の調整を行いました。	
	以上、御承認のほどよろしく願いいたします。	
	説明を終わりました。	
	これから質疑を行います。	
	質疑はありませんか。	
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
	質疑なしと認めます。	
○議長	次に討論を行います。	
	討論はありませんか。	
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
	討論なしと認めます。	
	これから採決を行います。	
	本件を承認することに賛成の方は挙手願います。	
	〔賛成者挙手〕	
	全員賛成です。したがって、承認第 1 号は承認することに決定しました。	
	日程第 5 議案第 1 号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について	
	を議題とします。	

○保健福祉課長	提案理由の説明を求めます。	
	議案第 1 号 中川村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いします。	
	例規集は 2 巻の 587 ページからです。	
	本年 11 月 1 日から児童扶養手当法の一部が改正されて所得限度額と第 3 子以降の加算額が引き上げられました。これに伴って、同法の施行令において所得限度額に関する規定の改定が行われました。	
○議 長	本案は、この制度改正によって生じる項ずれを是正するものです。	
	改正箇所は、第 3 条第 2 項の第 7 号から第 9 号で、参照する同施行令の表の欄の表記の変更と項番号のずれを改めるものです。	
	施行は公布の日からとし、令和 6 年 11 月 1 日から適用といたします。	
	以上、よろしく御審議をお願いいたします。	
○議 長	説明を終わりました。	
	これから質疑を行います。	
	質疑はありませんか。	
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
○議 長	質疑なしと認めます。	
	次に討論を行います。	
	討論はありませんか。	
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕	
○議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決を行います。	
	本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。	
	〔賛成者挙手〕	
○議 長	全員賛成です。したがって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。	
	お諮りします。	
	日程第 6 議案第 2 号 令和 6 年度中川村一般会計補正予算（第 5 号）	
	日程第 7 議案第 3 号 令和 6 年度中川村下水道事業会計補正予算第（第 2 号）	
○議 長	以上の 2 議案について、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。	
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕	
	異議なしと認めます。したがって、日程第 6 議案第 2 号と日程第 7 議案第 3 号を一括議題とします。	
	提案理由の説明を求めます。	
○副 村 長	議案第 2 号 令和 6 年度中川村一般会計補正予算（第 5 号）について御説明をいたします。	
	なお、今回、補正予算の一部の予算を継続費として設定する必要が生じたため、事前にお配りをした予算書を修正し、差し替えをさせていただきました。直前の	

差し替えて申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。	
それでは議案書に沿って御説明をいたします。	
第 1 条 歳入歳出予算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,860 万円を追加し、総額を 51 億 4,240 万円とするもので、款項区分ごとの補正額、補正後の予算額は第 1 表によるもの、第 2 条 継続費補正は第 2 表、第 3 条 地方債の補正は第 3 表によるものであります。	
5 ページからお願いします。	
第 2 表 継続費補正であります。さきの議会全員協議会で御説明をいたしました四徳地区において設置を検討している小水力発電施設の基礎調査業務について、県との協議の結果、今年度から令和 7 年度の継続事業として実施することが適当と判断をされたため、650 万円を継続費として計上するものであります。	
6 ページ、第 3 表 地方債補正は、表にあります 5 つの事業の起債限度額を変更するもので、歴史民俗資料館新築改修事業につきましては、過疎債 1 次協議の減額調整により補正予算第 3 号で 1 億 3,260 万円を減額いたしましたが、2 次協議で起債の増額が認められる見込みとなったことから、減額分を戻すものであります。	
7 ページからは事項別明細書になります。	
事前に資料をお配りしておりますので、主なものについて御説明をいたします。	
9 ページの歳入からお願いします。	
1 款 村税は今年度の課税実績見込みによる補正で、固定資産税は 939 万 1,000 円の増、軽自動車税は 55 万 3,000 円の減であります。	
10 ページ、8 款 自動車取得税交付金は今年度の交付実績により 26 万 1,000 円を追加。	
11 ページ。	
16 款 国庫支出金であります。国庫負担金、社会福祉費負担金は障害者自立支援給付費国庫負担金の追加。	
国庫補助金、総務費補助金は行政システム標準化に係る国庫補助金の追加で、上伊那広域連合情報システム改修負担金に充てるものであります。	
児童福祉費補助金は、子ども政策推進事業補助金を見込んで計上いたしましたが、今年度不採択となったため 150 万円を減額いたします。	
保健衛生費補助金は、産後ケア事業に係る補助金の追加であります。	
12 ページ。	
17 款 県支出金の県負担金、社会福祉費負担金は障害者自立支援給付費県負担金の追加。	
県補助金、保健衛生費補助金の子ども・子育て応援市町村交付金は、多胎児子育て支援事業に係る補助金。	
次の少し長いタイトルであります。妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業は、その名のとおり、医療上の事情等により遠方の分娩	

施設等での出産が必要な妊婦に対して村が行う交通費、宿泊費等の助成に対する補助金で、いずれも新たに計上するものであります。

環境衛生費補助金 420 万円は、先ほど継続費で御説明をした四徳地区の小水力発電施設基礎調査に係る補助金であります。

委託金は県民税徴収事務取扱委託金の追加であります。

13 ページ、18 款 財産収入の土地売却収入は、小和田地区における天竜川河川整備事業に係る村有地の売却収入であります。

14 ページ。

19 款 寄附金のふるさと応援寄附金は今年度収入見込みにより 2,000 万円を追加。

企業版ふるさと納税 161 万 5,000 円は、先日、新聞記事等でも御紹介がありましたが、村と連携して村の風景をデザインした衣料を製造、販売した岐阜県の服飾メーカーから売上金の一部を村の観光振興のためにと御寄附をいただいたものであります。御厚志に対しまして厚く御礼を申し上げます。

15 ページの繰入金 1 億 3,000 万円の減額は、先ほど地方債で御説明をいたしましたとおり、歴史民俗資料館新築改修事業の財源として過疎債を充当できる見込みとなったことから、公共施設等整備基金からの繰入れを減額するものであります。

16 ページ、22 款 諸収入、雑入、その他保健福祉関係 13 万円は、長期休業中の児童クラブ受入れの際の弁当代であります。

17 ページ、23 款 村債は、第 2 表の地方債の補正で御説明した起債事業の予算額の補正で、全体で 1 億 5,530 万円の追加であります。

続いて歳出について御説明をいたします。

18 ページをお願いします。

2 款 総務費は全体で 3,551 万 5,000 円の増であります。総務管理費の財産管理費、庁舎管理費は、議場多目的化改修工事について、資材費の高騰、音響設備、仮設工事の増工等により、工事費及び設計管理委託費料を併せて 1,444 万 8,000 円を増額いたします。

19 ページ、企画費のふるさと応援寄附金関連事業は、寄附見込額の増に伴う返礼品、サイト使用料等の関連経費の追加。

むらづくり事業は、結婚新生活支援事業補助金申請者の増により 60 万円を追加いたします。

20 ページ。

地方創生推進事業は、3 世代同居等住宅新增改築等支援事業補助金の申請者の増等による補正が主なものであります。

次の交通対策費、バス等運行事業は、村内巡回バスの修繕料等の追加。

諸費、防災対策費は、大規模災害時に孤立する可能性のある集落との通信手段として衛星携帯電話 2 台の購入費と通信費を計上、また地区防災力向上支援事業補助金は、8 月の全員協議会で御説明をしたものであります。地区防災組織が

行う防災備品購入や訓練、学習会等の経費に対する補助金で、令和 6 年度事業として各地区から要望があったものについて 150 万円を新たに計上するものであります。

21 ページ。

特定目的基金費は、ふるさと応援寄附金のうち関連経費を差し引いた 1,129 万 4,000 円を地域づくり基金に積み立てるものであります。

徴税費の税務総務費は、定額減税調整給付金の給付実績及び見込みによる減額等であります。

次に 22 ページ。

3 款 民生費は全体で 3,845 万円の増で、社会福祉費、障害者支援事業は、児童発達支援施設利用負担金、障害者自立支援給付費等の増により 2,461 万 2,000 円の増。

老人福祉費は、いわゆり荘の特殊浴室の床修繕、トイレ洋式化未整備箇所の改修工事等の追加により 318 万 4,000 円の増であります。

23 ページの児童福祉費、児童福祉総務費は、施設型給付費、令和 5 年度分の児童手当等の交付金、返還金等の追加であります。

児童福祉施設費は、保育所、つどいの広場バンビーニの会計年度任用職員の人件費の補正、保育所の施設、設備等修繕更新工事の追加等により 927 万 5,000 円の増であります。

次に、4 款 衛生費は全体で 874 万 7,000 円の増で、保健衛生費の母子保健事業は子育て支援に係る各種補助金の追加が主なものであります。

このうち多胎児子育て用品購入事業 21 万 8,000 円は、多胎児を養育する家庭の負担を軽減するため、村内の取扱店で使える多胎児子育て世帯応援チケットを 2 歳まで交付をするものであります。遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費補助金は、歳入で御説明した内容のもので、いずれも今年度新たに制度化をし、4 月に遡って適用するものであります。

水道事業費は、繰出基準に基づく企業債借入償還金に係る水道事業会計の補助金の追加であります。

環境衛生費は、先ほど御説明をいたしました四徳地区における小水力発電基礎調査を行う費用として 650 万円を計上するものであります。

次に、27 ページ。

農林水産業費は 382 万 9,000 円の増であります。農業費の農業振興事業は農業担い手支援事業等補助金の追加。

林業費、林業総務費は上伊那山林協会負担金の追加。

28 ページの林業振興事業は、まきストーブ設置等に係る森のエネルギー推進事業補助金の追加であります。

29 ページの 7 款 商工費は 362 万 9,000 円の増で、観光費、観光施設管理事業は、企業版ふるさと納税でいただいた寄附金を活用して陣馬形の森公園案内板等

○建設環境課長	の更新を行うものであります。				次に、議案第２号について討論を行います。
	30 ページ、8 款	土木費は全体で 1,031 万 3,000 円の増であります、道路橋梁費、道路維持管理費は、地区要望箇所等の現地調査による村道の維持修繕工事費の追加等であります。	○議	長	討論はありませんか。
		橋梁維持管理費は橋梁修繕工事の詳細設計による増額であります。			〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	31 ページ、9 款	消防費は、消防積載車の自賠責保険、自動車重量税等の追加であります。			討論なしと認めます。
	32 ページからの 10 款	教育費であります、全体で 541 万 9,000 円の増で、学校関係では小中学校 I C T機器保守業務委託料の追加、新たな学校づくり委員会関連予算の追加、学校施設の修繕費等が主なもの。	○議	長	これから議案第２号の採決を行います。
		社会教育費は、会計年度任用職員の人件費の補正、文化センター施設の修繕・改築費の追加等が主なものであります。			本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
		最後に、14 款 予備費を 1,734 万 5,000 円減額し予算の調整を行います。			〔賛成者挙手〕
		以上、御審議のほどよろしく願いいたします。			全員賛成です。したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。
		続きまして議案第３号 令和６年度中川村下水道事業会計補正予算（第２号）について提案説明をいたします。			次に、議案第３号について討論を行います。
		今回の補正は事業内容の増額に伴う下水道事業費用の増額等を補正するものであります。			討論はありませんか。
○建設環境課長	第２条	収益的支出について、営業費用を 115 万円増額し、総額を 2 億 6,558 万円とするものです。			〔「なし」と呼ぶ者あり〕
	第３条	では資本的収入及び支出を記載のとおり減額いたします。			討論なしと認めます。
	第４条	では、予算第５条に定めた起債の限度額を 300 万円増額し、総額を 3,930 万円とし、第５条では予算第７条に定めた経費の増額として職員給与費を 15 万円増額し、総額を 706 万 2,000 円といたします。			これから議案第３号の採決を行います。
	14 ページの補正予算実施計画明細書を御覧ください。				本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
	営業費用の総係費 15 万円の増額は職員手当の増額です。				〔賛成者挙手〕
	15 ページ以降の資本的収入及び支出については、16 ページの建設改良費として下水道接続戸数の増加による公共ます設置工事 210 万円と、それに伴う下水道管路工事を 300 万円増額し、15 ページの収入のように企業債及び受益者負担金を財源といたします。				全員賛成です。したがって、議案第３号は原案のとおり可決されました。
	その他、補正予算に関する説明書を添付してございますので、それぞれお目通しをいただきまして、提案説明とさせていただきます。				ここで暫時休憩とします。
	以上、御審議のほどよろしく願いいたします。				再開は午前 10 時 10 分とします。
		説明を終わりました。			〔午前 9 時 48 分 休憩〕
		これから本２議案について一括して質疑を行います。			〔午前 10 時 10 分 再開〕
○建設環境課長	質疑はありませんか。				会議を再開します。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕				日程第 8 一般質問を行います。
					通告順に発言を許します。
					5 番 桂川雅信議員。
					（桂川 雅信） それでは通告に基づきまして一般質問をいたします。
					最初に「障害者差別解消法の改正に伴う合理的配慮の推進を求める」というテーマです。
					本年 4 月 1 日より障害者差別解消法の改正に基づく合理的配慮の提供が義務化されています。国は既に合理的配慮の事例を含めて公表しており、都道府県レベルのそれぞれのホームページなどでも合理的配慮の内容を示しています。
					中川村も昨年 11 月広報において合理的配慮の提供について解説がなされています。
					そこで、村としての取組について伺います。
					1、広報に述べられているような差別的取扱いの事例がないのか役場の行政組織全体で点検をする必要があるのではないのでしょうか。
○建設環境課長					ここでいう差別的取扱いとは非意図的なものも含まれていますので、障害者の立場から見ると「これは何とかありませんか」と思われる事例の改善に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

例えば本庁舎の２階に用向きのある方が階段を上れないときにどうするかなど、総点検と合理的配慮としての対策を検討してはいかがでしょうか。

実は、私がこのテーマに気づいたといいますか、取り上げなきゃいけないなと思ったのは、今、議場の改修が計画をされていて、議場の改修はとても結構なことなんです、その際に報告された内容では、改修するときに障害者の方も議場に入れるような仕掛けを何とかしたいということもちょっと感じられました。

ただ、よくよく考えてみると、２階に上がる工夫が何もされていないもんですから、議場に車椅子の方は上がれません。これは議場だけではなくて、２階にある建設環境課も含めて、あるいは議会事務局も含めて、２階に行くために階段を上らなきゃならないということを考えると非常に非合理的だと、障害のある方だけではなくて、足の弱い方、２階に上るのに非常に苦勞する方が行政機関に対して何か要望を出すときには、その手当てをしていかないといけないんじゃないかと考えた次第です。

そういう目で見ると、今まで何もなかったことのほうがちょっと不思議で、総点検を一度していただいたほうがいいのではないかとというのが趣旨です。御回答をお願いします。

○村 長 役場庁舎におきましては、落ちついて窓口サービスが受けられるように座って対応できるスペースを増やし、２階に上がれない方等の相談スペースを確保するなど、窓口の改善に努めております。

また、基幹集落センターには多目的トイレを設置しまして、改修中の保健センターにも多目的トイレを設置するなど、できるところでバリアフリー化を推し進めております。

新たな施設の建設等では、スロープや多目的トイレの設置など、ハードな部分での配慮ができるようにしているところでありますけれども、庁舎にエレベーターがないなど、すぐに対応できないところは職員が移動する等の対応を行っております。

しかしながら、場合によっては合理的配慮に不十分な部分もあるかもしれません。

また、意図しない差別的取扱いをしているかもしれません。

議員から御指摘がありましたとおり、総点検と対策の検討は必要と考え、安全衛生委員会を活用して検討を進めてまいります。

○５ 番 （桂川 雅信） この件については、これは障害者雇用促進法で義務づけされた雇用ですけれども、役場内部に障害者が雇用されていると思います。雇用されている障害者の方の意見も含めて、こういった差別的な取扱いが実際にないのかどうか、非意図的なものが私は一番大事だと思うんですが、皆さんが気づいていないものもあると思いますので、そういった点検を一度していただきたいと思います。

合理的配慮の提供ですので、これはすぐには無理ですので役場の２階までエレ

ベーターをつけろという要求にはならないと思います。ですので、どうすればそういった非意図的な差別にならないような工夫ができるのかということをぜひ検討していただきたいと思います。

村役場でいうと、阿智村は、たしか村役場に入った玄関のところに、コンシェルジュっていいですか、受付が置いてあって、常時かどうかは分かりませんが、そこに役場の職員の方がいらっしゃって、そういった受付のような形を取っていたと思います。

そういった人的配慮をするかどうかは別にして、障害者の方が役場に入ってきたときに、合理的に、何ていうか、役場を訪問した目的が達せられるような仕掛けをぜひつくっていただきたいと思います。

２番目です。

化学物質過敏症患者や香害被害者は合理的配慮の対象者であると厚労省は認めております。これは、障害者差別解消法の改正に伴うパブリックコメントに対する回答の中で、厚生労働省は、香害も含めてですが、化学物質過敏症患者を合理的な配慮の対象であるっていうことを認めております。

ですので、もし役場庁舎の中に入れない来訪者の方がいた場合の対応方法も検討しておくべきと考えます。

これは、実は似たような事例が何年も前から安曇野市で指摘されておりまして、安曇野市の議会でも陳情が通っておりますが、安曇野市役所の中に入れない香害被害者の方がいらっしゃって、ぜひ入れるようにしてくださいという意見が長く続いておりました。

それで、その方が選挙管理委員会に対して、投票に行けないので困ると、部屋の中の臭いが私には非常に苦痛なので投票所を別に設けてくださいという要望を以前出したことがあって、それは選挙管理委員会から拒否されたそうです。それで、そのことは、やっぱり問題になりました。これは、当然、人権侵害に当たりますので、そうではなくて、そういう配慮さえきちんとすればいいわけですので、今年は選挙管理委員会としてもその配慮をしたというふうに聞いております。

そういう意味で見ると、来訪者、そういう化学物質過敏症などの影響のために役場の中に入れない方が、今までも役場の中に入らなかった方がいたというふうに私も聞いておりますので、そういった方への対応方法も検討すべきというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○村 長 議員の過去の議会での御質問、それから住民の方からの御意見、こういったことも過去にございました。また、これに関しての答弁は何回かさせていただいておりますけれども、こういった御意見は重く受け止めております。

それで、役場では、職員対象の研修会の開催、各種広報等により、その対応を進めてきております。職員も香害――香りの害については意識を持って対応をしておるつもりでございます。また、そういう対応によって該当する事例は少なくなってきていると思います。

		ただ、声によっては、言っただけでもなかなかうまく対応していただけなかったという声があるのかもしれませんが。 今後も職員の意識の向上に努め、誰でも利用しやすい役場づくりを進めてまいります。 しかし、香害に限らず、役場庁舎の中に入れないといった場合は遠慮なく御連絡をいただきたいと思います。どこに連絡をするのかということについては、庁内でまた考えなければいけませんけれども、御本人の意向をお聞きして別室を準備するなどの対応をしてみたいと思います。 また、こういう対応をしますということについては広報してまいりますので、よろしくお願いいたします。
○ 5	番	（桂川 雅信） 次の質問とも関連するのですが、こういった問題については行政の中での対応窓口を決めておく必要があると思います。そのことを広報で流していただく、やっぱり役場の中に入れないというのは困ったことですので、もし入れない方がいるとすれば、ぜひ役場の対応窓口をつくっておいて、どういった状態で入れないのかという意見を寄せていただくということが必要だと思います。 先ほど申し上げた非差別的な取扱いがなくなるように、ぜひ役場の中での窓口対応を決めていただきたいと思います。 3 番目です。 行政内部だけでなく、事業者の方にも内閣府のリーフレットを配布して周知し、事業者の相談にも乗ってあげるようにしてはいかがでしょうか。お客様相手の仕事をしている事業者が「御要望があればどうぞお寄せください」と表示するだけでも店の雰囲気は変わると思いますけれども、いかがでしょうか。
○ 村	長	合理的配慮の提供については、負担が重過ぎない範囲で対応すること、事業者においては対応に努めることというふうにされております。 合理的配慮といってもどんな配慮をすればいいのか、対象となる障害者も障害者手帳を持っている人だけではなくて障害や社会の中にあるバリアによって日常生活ですとか社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象になるということでありますので、村内事業者の皆さんに商工会を通じて今お話がありましたリーフレット等を配布して、事業者の皆さんと一緒に考えて取り組んでいきたいというふうに思っております。 また、役場や事業者だけでなく、地区や各種団体にも広報、啓発し、全ての住民がお互いを認め合い共に生きる社会の実現を目指して、いわゆる合理的配慮について一緒に考えて取り組んでいきたいというふうに考えております。
○ 5	番	（桂川 雅信） 私は、障害者に優しい組織であるとか、あるいは建物である構造物っていうのは、障害者だけではなく、健常者にとっても非常に心地よいものだと思います。ですので、インクルーシブな行政ですとか組織をつくっていくという意味でも、特に障害者の方の意見を聞いていただくことも必要かなと思いま

す。ぜひ今後の検討に期待したいと思います。

次に参ります。「経済成長期のツケを若者世代に回さないために」というタイトルです。

ちょっと大きなタイトルをつけておりますけれども、私、実は、今日、たまたまですが、78 歳の誕生日を迎えております。50 年前の 28 歳の頃、ちょうど半世紀前ですが、私は政令指定都市の下水道局の技術職員として施設設計に関わっております。新人技術者として私が最初に発注した工事は 2,300 万円の管渠敷設工事でした。この頃の設計は、路線測量から水準測量まで、図面作製は全て自前で行って、積算も全てこなして発注する仕事でした。土木工事の全てを習得するとてもよい機会でした。

その頃の下水道局の総事業費は 550 億円を超えていたと思いますが、私の設計部門の最後の仕事は直径 2 m のシールド工事で、工事契約額は 2 億円を超えていたと思います。工期が長いために債務負担行為の工事もありました。

今思えば、技術者としては大変ぜいたくな年月を過ごしたと思いますが、最近も自治体の決算書を見てみると、黒字にはなっているけれども資金不足に陥っていることや経費回収率が低下し始めていると報告がありました。

終戦後の 1946 年以降に出生した団塊世代——私たちの世代ですが——高度経済成長での果実を収穫しながら過ごした 30 年間——大体 1960 年代後半から 30 年間ぐらいの世界ですけれども、日本社会の長い歴史の中でも人口急増という特異な時代であったことを私たちは自覚しないといけないと思います。

先ほど申し上げた私自身の技術の習得のこともたまたまだったというふうに思います。私が自治体の職員として、技術者として就職したその数年後には、今申し上げた自前で図面を作ったり、あるいは積算したりすることは、もう既になくなっておりました。なぜか。効率化を求められたからです。もちろん民間もそうですが、行政の中でも効率的に業務をこなしてできるだけ早く仕事を終わらせて次の仕事にとりかかる、そうでなければ社会が成り立っていかないというふうに思われていたからです。

経済成長というのはそうやって成り立っていました。皆さんが馬車馬のように働きました。そうやってつくられたのが今の時代です。それが今どうなっているのかということを私たちはもう一度検討し直さなきゃいけないというふうに考えています。

今申し上げたような土木構造物の修繕や更新に関わる事業は、実は今後の次の世代にとって大変重荷になってきているということを私は感じています。私は、この歳になって、自分たちがしてきたことをもう一度反省する必要があるのではないかと強く感じています。

つけました資料 3 ですが、これは全国的なものですが、社会資本の維持管理費、更新費と公共事業関係費の今後の見通しを記したグラフです。今後は維持管理費が一定だとしても更新事業費が増加することを示しております。当然です。道路

も橋梁も含めてですが、これらは膨大な社会資本を投じてこの 50 年間ぐらいの間に整備されました。

これらは、そのままほっておいて使えるわけではありません。当然、これから次々に維持、補修をしないといけないんですが、もう一つ、更新作業が当然出てまいります。この更新費用を誰が負担するのか、どうやって負担するのか。

建設時には経済成長の恩恵を受けて構造物をいっぱい造ってきました。道路も造りました。橋梁も造りました。高速道路も造りました。これからは誰がその更新事業を負担するのでしょうか。そのことを私たちはもう一度考え直さないといけない時代に来ているというふうに思います。

事例を申し上げます。

例えば、日本の下水事業は経済成長期に国の誤った指導により全国で過大に施設を建設しました。現在では地方の 8 割以上の町村で経費回収率が 100%未満となっています。つまり、下水道使用料で経費は回収されていないのです。

添付した資料 2 を御覧ください。この資料は本年の決算審査で総務省の公営企業年鑑に示されているものを整理してもらったものです。

この資料を見ていただくと、維持管理費と資本費の合計額を使用料収入で除してみると、つまり割ってみると、示される経費回収率は 31%程度であることが分かります。かなり低い率です。やっと維持管理費を回収している程度です。表を見ていただけると分かると思いますが、公共下水道は、やっと維持管理費を使用料収入がオーバーしている状態になっています。この実態を住民の皆さんは御存じなんでしょうか。

下水道事業の経営としては、今後も使用料収入が減少することを考えれば、負債を長く抱えたままの不健全な経営が続くことになります。

しかも、中川村では毎年のように一般会計からの繰り出しが 2 億円程度支出されております。実質的に赤字を補填している状態です。

一般会計からの繰り出しは国の基準によって決められているのですが、国が基準に沿った交付税処置をしているかどうか不明ですし、繰出基準自体を突然変更することも今後は考慮していく必要があります。国は、よくこういうことをやります。繰り出し基準っていうのは国の一存で幾らでも変えることができますので、それは一般会計で出すのをやめてくださいって言えば、もうそれで出せなくなります。つまり交付税処置はしませんよという意思表示を国がしたら、それで終わりです。

村では経営改善に取り組むために処理区の見直しなどに取り組んでいますが、上下水道審議会へ早期に結論を提出して見直しに着手すべきと考えますが、いかがでしょうか。

時期を逸して処理が遅れると、それだけ一般会計での負担が続くことになり、住民の負担が増加することになります。次年度に認可変更を含めた作業を行うとすれば今からそれなりの計画を立てるべきと考えますが、来年度予算では認可変

更申請まで見込んでいるのでしょうか。

これは何を言っているかと申しますと、集合処理をやっているところを一回見直して個別処理に転換する方法もあるんじゃないですかっていうことで、これは上下水道審議会でも私は申し上げてまいりましたけれども、私たちが今の赤字の状態を脱出するためには認可変更して集合処理しているところから個別処理に変えられるところはできるだけ早く変えましょうということを私は申し上げたいのです。

今、一般会計から 2 億円の繰り出しをしておりますけれども、公共下水道、あるいは農集排に接続されている下水道を個別浄化槽に切り替えたときに例えば 1 戸 100 万円の補助をしたとしても、2 億円あれば 200 戸がすすぐ可能になります。

いつまでも一般会計からの繰り出しをせずに、早く認可変更をして赤字の部分から抜けていくという方向に進むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○建設環境課長
経済成長のツケは、非常に大きい課題、なおかつ重要な課題であるというふうに認識しております。

私のほうからは、下水道処理区見直しと認可変更申請と御質問いただきましたので、これについてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

下水道事業につきましては、国の旗振りによりまして事業が進んできた経過、これは議員の指摘のとおりであります。今後も国の方針に準じながら施設の妥当性について検討していく必要があるというふうに認識しております。

まず、国では、平成 29 年の経済財政運営と改革の基本方針 2017 の中で上下水道の経営の持続性を確保するための目標を掲げることが明記されて以降、県、市町村に対して広域化・共同化計画の策定を求めてまいりました。これを受けて、県においては生活排水処理構想の見直しと広域連携調整会議が設けられ、現状の把握や議論の活性化が促されているという状況であります。

村においては、今年度、污水处理施設整備方針検討業務を発注し、具体的な検討を進めております。結論については来年 3 月の成果を予定しており、上下水道運営審議会の中で説明するという予定であります。

それに伴う認可変更につきましては、まだ結論が出ていないという状況でありますので、今後、結論を待って手続を進めるという運びになります。

村の下水道処理は公共下水道、農業集落排水事業、小規模集落排水事業及び浄化槽処理を地形的条件などにより導入してまいりました。集合処理の完成から 30 年が経過し、維持管理の解題や施設の老朽化なども顕著になり、大きく方針を見直す時期であるというふうには認識しております。

さらには、近年の各種リスクに対する対応や建設資材や工事費の高騰など、検討材料は多くあること、そして最大の課題は住民理解の醸成であるというふうに思われます。

各方面に理解を得られる処理区の見直しに向けて、将来的な負担軽減を念頭に置きながら引き続き検討を進めてまいりたいというふうに考えます。

○ 5 番 （桂川 雅信） 私は以前からこの議論をしておりますので、もう改めて申し上げますが、急いだほうがいいと思います。一年遅れれば、その分、村の負担が増えるということになりますので、急ぐべきだと思います。

次に参ります。

村では、今後、学校、住宅などの建設が予定されており、これらについては村内の計画ですので柔軟に対応できますが、昭和伊南の新病院建設は一部事務組合での作業が進んでおり、住民負担がよく分からないまま計画が進行しています。

この質問の意図をもう少し詳細に説明いたします。

当初計画では高度医療の導入などが盛り込まれていましたが、本当に今の地域医療の中でこの計画は必要なものなのか、収益だけを考えての導入ではないのか、詳細な検討が必要と考えます。

高度医療といえば聞こえはよいですが、現実には、施設や機材がそろえばできるというのではなく、専門の医師と医療スタッフがそろっていなければ実現不可能であり、しかも今日の国内の医療情勢は、スタッフの確保は日増しに厳しさを増しており、高度医療どころか日常的に行われてきた消化器外科や小児外科の手術でさえ継続できるかどうか危うい病院も出てきています。かつてのように造ってしまえば何とかかなるという時代は既に過ぎ去っています。

高度医療などという聞き心地のよい言葉に惑わされずに、地域の医療をどうすれば守れるのか、新病院建設に当たって真剣に考えるべきだと思います。

先日の全員協議会後の議員側との話合いの際にも私は申し上げましたが、地域医療の今後を考えれば下伊那日赤との医療連携はすぐにでも検討すべきと考えます。

中川村はかなりの患者が日赤に通院していますし、飯島町でも地理的に近い地域は日赤に通っている方が多いと聞きます。

診療科目だけでなく、医師の確保など、連携できる部分は多いと思います。

この件では、昭和伊南の評判がそれほど高くない要因も病院経営者の姿勢を反映しているようにも思います。地方都市での病院経営は、医師や医療スタッフなどの技量や患者対応の姿勢が評判に大きく関わってきます。頻繁にスタッフが退職したり住民から信頼されていた医師が突如退職したりするなどの状況は、病院に対する不信感をさらに高めることになっています。

地方病院が収益だけを重視して職員を指導すれば、それは職員も患者も病院から離反させ、最終的に医療機関として衰退する道にほかなりません。

ちなみに、下伊那日赤は小規模な病院ながら住民に密着した地域医療に徹しており、職員も患者との距離が近く、介護医療の病棟を抱えて高齢者の急性期医療処置後の受入れも行うなど、地域とのつながりを大切にしたスタッフのそろえ方をしています。昭和伊南は学ぶところが大いにあると感じます。

昭和伊南総合病院の新築計画は後年度への負担を可能な限り減少させる意味でも一度立ち止まって計画を精査する必要があると考えますが、考え方を伺います。

○村 長 まず、改めてもう一度、今現在の新病院建設についての中途経過を概略で申し上げます。

基本的業務委託の結果と概算事業費増額となった要因等を改めて申し上げますと、概算事業費につきましては、基本計画時で 167 億円、概算事業費は基本設計業務の中では 271 億円と 104 億円、62.5%の増となっております。

増額の主要な部分を占める建築工事費増加の要因につきましては、幾つかあるわけでありすけれども、算定手法が違っている――それぞれ違ったということ、それから 1 床当たりの床面積が 95 m²から 104.9 m²に増加しておるということ、それと、何よりも、近年、建設物価が急激に上昇していること、こういうことによるものであります。

このことを踏まえまして、11 月 27 日、伊南行政組合臨時全員協議会において昭和伊南総合病院及び伊南各市町村の負担可能額を踏まえた建設費上限額の設定による設計見直しを行うことを表明いたしました。

また、検討項目は、病床数 199 床が人口減少の中で必要かどうか、病院機能まで再検討することを決めたものであります。

今回は基本設計からの見直しとなるために、基本設計と概算事業費が示されるまでにはある程度の期間を要します。

また、基本設計見直しの段階では、今回の反省を踏まえて、全体事業費と市町村、病院の財政負担を考慮して検討が進められることになります。

いずれにしましても、新病院建設は住民にとっても重要な事業でありますので、何らかの形で地域住民への説明は必要であるというふうに考えております。

なお、新たな施設の基本計画及び事業費、財政計画等が示された段階で、各市町村議会ですとか住民への説明はどのように行っていくか、これは伊南行政組合の正副組合長会の中で協議し対応してまいる、これが方向であります。

議員が指摘されました。昭和伊南総合病院は急性期から回復期までを扱う病院として現在歩んでおります。

下伊那赤十字病院に村から通院、入院している患者は、松川町に次いで多くいらっしゃいます。

上下伊那地域――南信地方の基幹病院について考えてみますと、伊那中央病院、飯田市立病院がありまして、これらの総合病院は信州大学からの医師派遣も順調にいつているというふうに聞いております。

昭和伊南総合病院の立ち位置を考慮する中で新病院を考えていく必要があるというふうに思っておりますし、いずれにしましても基本計画からの見直しを行うというものでございます。

○ 5 番 （桂川 雅信） 基本計画からの見直しということですので、私が申し上げた焦点もぜひ見直しの中で触れていただきたいと思います。

次に参ります。

「村づくりはリニアの幻想に惑わされずに進めよう」というタイトルです。

リニア中央新幹線開業が 2034 年以降にずれてしまったことで長野県駅を中心としたまちづくり計画にも大幅な狂いが生じていますが、もともと、なぜこんなことになったのか、リニアの将来も含めて考えてみる必要があります。

そもそも、2027 年開業自体が工事の工期から算定したものではなく、財政投融資資金の貸付計画で 10 年後の 2027 年名古屋開業が設定されたために、それが工期となっただけです。県や飯田市の計画自体が現実を見誤った結果に過ぎません。

これは J R 東海の説明だけを一方的に流し続けたメディアの責任が大きかったと思いますが、それでも、周辺の実態をつぶさに見れば、2027 年開業どころか、今後 10 年以降も開業などできない現実が分かったはずです。

2027 年開業の計画遅れを静岡県が原因だとマスコミも流布してきましたが、実態は、静岡県だけではなく、全線で非情に厳しい状態が続いており、2034 年はおろか、さらにもっと先に遅延する条件が増えています。

幾つか事例を挙げておきます。

J R 東海では相模原市に関東車両基地の建設計画がありますが、昨年 6 月の報告では―― J R の報告です――事業予定地は用地取得率が約 5 割でした。環境影響評価書では車両基地は工事着手から完成まで 11 年と記載されており、2025 年に着手ができてても完成が 2036 年、営業開始までに電気調整試験と走行試験が 2 年間と J R 東海は書いておりますので、現実には最も早くて 2038 年開業となります。しかし、関東車両基地は、来年、工事着手する見込みは全く立っていないどころか、いつ着工できるかも不明です。

また、全く着手していないトンネルとして岐阜県の久々利トンネルがあります。環境影響評価書では工期が 11 年となっていますが、これも手つかずの状態です。

J R 東海は静岡県知事に全ての責任を負わせて工事遅延を説明していますが、現実には全線で工事が大幅に遅延していることは事実でありまして、2034 年までに、あるいはそれ以降に工事が停止する可能性も否定できない状態です。

一方で、リニア中央新幹線は中間駅の地域振興が目的で建設するものではありません。スーパーメガリージョン構想は人口減少下において三大都市圏に人的資源を集中させるための最後の仕上げであり、三大都市のシャトル交通機関に過ぎません。中間駅は各県の要望で設置するものですが、J R 東海は地域振興のことを考えているわけではなく、通過儀礼として考えているだけに過ぎません。ここでも経済成長が都市への人材の終結で賄われてきたことを思い起こしてほしいと思います。

これまでも全国の新幹線建設に当たり地方中間駅での地域振興のバラ色計画がつくられてきましたが、絵に描いた餅となっている理由は当初予測と将来計画を策定したコンサルがバラ色を描くように指示された希望的観測で構成しているからです。

北陸新幹線の飯山駅計画などは今ではよく知られていますが、全国で同様の新幹線幻想がふりまかれてきたのです。

長野県駅だけでなく、リニア中間駅の各県が発表した乗降客予測を資料 4 に示しました。

これを見ると合計で 1 日 6 万人となっていていいます。神奈川県駅は 3 万 7,500 人とありますが、1 日に上下合わせてリニアが 34 本の車両で定員 100% 乗客を乗せた場合 3 万 4,000 人、これが全て神奈川県駅で乗り降りしなければならないことになる計算になります。これらの予測値自体の信頼性が疑われている状況です。

長野県の経済波及効果予測なども全てのこれらの予測値を基に計算されたものですが、ほぼ全ての予測がコロナ前に算出されたもので、しかも各県で統一された根拠があるわけでもありません。

しかし、全てこの乗降客予測が基準となって動いていることに強い危惧を感じざるを得ません。もしこの予測値がバイアスのかかったまま算出されていたとすれば、沿線の自治体は幻の姿を見ながら計画を立てていることになります。

リニア開業後の予測などというのは、ほとんどがればたらの世界であって、科学的根拠のある数値ではありません。リニア開業後に期待をする気持ちは分からんでもありませんが、落ち着いて全体状況を見ておかないと思わぬところで足をすくわれることになると思います。

以上のことを前提に伺います。

第 6 次総合計画後期計画の第 2 編 基本構想、第 4 章 土地利用構想の中に「高速交通網の整備を契機ととらえ、その効果を地域づくりに活かす」といった文言がありますが、リニア中央新幹線は総合計画終了後 5 年以上後まで完成する見通しがありません。こういった状況の中で計画において地域づくりに生かすなどということは荒唐無稽な計画ではないでしょうか。

幻想を基礎にした計画を練るよりも現実を直視した地域計画をつくるべきではないかと思いますが、考え方を伺います。

○村 長

まず、J R 東海はリニア中央新幹線の開業時期を 2027 年から 2034 年以降に延期する旨を今年の 3 月に発表いたしました。7 月には長野県駅の完成も当初より 5 年 9 か月延びるとの発表を行ったところであります。

また、喬木村のリニア高架橋工事も作業員不足等により 2 年以上の遅延がされると、こういう話も新聞等でお見おるところであります。

それから、今、議員がおっしゃったところですが、ほかに、今、町田市の地下 40m より深いところを掘っているわけでありましてけれども、そこをシールド工法でやったときに――空気圧を使いながら掘り進んでいく、そして土砂を後ろにかき出すという工事のようではありますが――民家から気泡が出ていると、また地盤沈下も指摘をされている、岐阜県ではもう既に井戸がかれ始めているというようなこともあって、J R 東海は調査のために工事を一旦中断しておると、こういうことは聞いております。

御質問の後期基本計画の第 2 編 基本構想、第 4 章 土地利用構想の中の「高速交通網の整備を契機ととらえ、その効果を地域づくりに活かす」というのは荒

唐無稽ではないかということでもありますけれども、実は、三遠南信自動車道も含め、現在整備が進められている交通網体系の将来を見据えた中での方向性を示しておりまして、こういうことは必要ではないかというふうに考えておるところであります。

具体的に申しますと、リニアの掘削土を活用した小和田地籍の土地改良事業ですとか三共地区の緑地整備事業は、村にとって安心の地域づくりのためにどうしても必要な取組ということで今取り組んでおるところでございます。

また、来日された観光客の皆さんは——インバウンドですけれども——時間正確に、かつ揺れを感じないで高速移動する新幹線に乗ることが日本で体験したい部分のウエイトを占めているということも聞いております。

将来のことになるわけでもありますけれども、リニア中央新幹線の利用は、いつというか、10年以上遅れることははっきりしておりますけれども、十分に考えられることでありまして、長野県駅で下車してレンタカーで移動することが考えられ、そして村が訪れたいポイントの一つになればそれでいいのではないかと思います。

つまり、観光については、中川村のここへ行って、ここに泊まって体験をしてお帰りになるっていうふうなことが必ずではなくて、広域的な意味で観光を捉えていく必要があるのではないかというふうに思っておるところであります。

将来的に高速交通網の整備が進むことによって都市との時間的距離が縮まり、人や物の流れが変わって、私たちの生活や経済活動も変わってくる、また、観光客だけでなく、都市部と田舎の二地域居住も進むことが期待されるところであります。

第6次総合計画後期基本計画においては次期総合計画を見据えながら長期的な視点で土地利用の方針を示していくことが必要だというふうに現在はお考えのところでもあります。

○5 番 (桂川 雅信) 今、村長が話されましたリニアの効果の話については、次にもう一回、次回のときに申し上げたいと思います。

ただ、もう一つ、今日はメディアの方もいらっしゃっているので申し上げておきたいと思いますが、2034年に完了は多分できないだろうというのは、これは、大体の現実を知っている方は、ほぼそうだろうということは皆さん感じています。

先ほど申し上げました事例以外のことをちょっと申し上げておきます。

新聞の記事になったことがあるので御存じだと思いますが、東京の一番初めの首都圏工区の中に北品川工区っていうのがあります。

都市部では、今、J R 東海はシールド工事でトンネルを掘っております。シールド工事に使われているシールドマシンなんですけれども——内径が14mだと思います。外径は多分16mぐらいあったと思いますが——今まで日本で使ったことのないシールドマシンです。これは、理論的に掘削ができるのかどうかということも、実はトンネルの関係者の中では議論になっておりまして、私は技術の限界を

超えているんじゃないかというふうに感じております。

北品川工区が当初はなかなか進まなかった、事故で止まってしまいましたけれども、工事を再開したのは今年だったと思いますが、着手してから2年ぐらい遅れていると思います。これはなぜなのかっていうことを明らかにしていませんけれども、多分無理なんではないかという感じはしています。

今は、ですので、掘進——掘進量といいますか、1日当たりの掘進距離は非常に短いと思います。たしか今年の春から始まって、試験区間の300mを270mに一応値切って、ついこの間270mが終わりましてというふうに書いておりましたけれども、約2年間かけてやっと終わったと、これから本掘進だということになっていますが、北品川工区は全長4kmです。ちまたではあと何年かかるのかという話が出ております。

もともと、大口径のシールドは、随分——今までも7mから10mぐらいのシールド工事は随分今までもやっておられますけれども、あれぐらいの口径になると、結局、理論的には——シールド工事っていうのは、内側から圧力をかけて、切り刃の土砂を止めて、これはブラインドでやっていますので分からないんですが、先で何が起こったか分からない状態で圧力をかけて掘進していくということになります。当然、口径がでかいですので、重力で上から水も土砂も落ちてくるという感じになりますので、それを抑えながら掘っていくということになります。

私が昔やったシールド工事の2mぐらいのやつですと、当然、それは圧をかければ普通に抑えていけるんですけれども、10mっていうのは多分かなり無理な状態になっているんじゃないかと思います。

もう一つ、今、町田の話がちょっと出ましたけれども、実はすごい圧力をかけているためにいろんな事故が起こってしまして、これも——気泡が地表に出てきているっていうのは、つい去年、おとし、外環道で大陥没事故が起こったのを皆さんも御存じだと思いますが、実は、あそこ今北品川工区と同じ上総砂層というところでもない砂層を進んでおります。

ボーリングデータで見るとN値は非常に高く固結した状態だというふうに評価されて、多分シールドで行けるというふうに評価したんだと思いますが、残念ながら、地下水位が高い状態で、進むと——海岸の砂浜の砂が水でべちゃべちゃになっているところを進んでいるのと全く同じ状態だというふうに思ってください。恐らくトンネルの掘削としては非常に不向きな地層を今は進んでいるということになります。

外環道での大陥没事故——あれは大深度地下の一番初めの事故ですけれども——専門家集団と称する方々がこのまま行っても大丈夫だという、原因があまりよく分からないまま事業の推進をそのまま認めてしまいましたけれども、実際のところは、上総砂層、砂層を突き進んでしまったために起こっている問題だというふうにここの専門家の皆さんは指摘をしています。多分、今起こっている問題というのは、そんなに簡単に解決できないんじゃないかと思います。

相模原の周辺でも、今、車両基地とはまた別にトンネル工事を計画しているところがあります。そこは土かぶりが 15m ですので、大深度地下になりませんので、当然、地権者の了解が必要になります。地権者が同意していない状態が今は続いています。この場合は 1 軒でも反対者がいればトンネルは掘れないということになります。

それで、今はどういうことになっているかという、相模原はリニアの路線に合わせて上に街路計画をつくって立ち退きをさせようとしています。とんでもないことが今起ころうとしていて、今はそんなことを地域の皆さんが少しずつ知るようになりました、え、何が起きているのと。

リニアに関しては、今は本当にこれが必要なかどうかというところまでどんどん話が広がってきています。恐らくそういう路線の対象になっているところはいろいろな問題をこれからも抱えて解決せざるを得ないと思いますが、実際には進まない、ストップした状態のままで推移するということが考えられています。

先ほどちょっと申し上げました岐阜県の久々利トンネルですが、ここは、市議会で高架橋ではなくてトンネルにしてくださいという、ちょっとほかのところとは違った要望が議決されています。議会で議決されているんですよ、工法について。高架橋はやめてくださいと。それで、J R 東海はこれにうんと言っていないので、これは、まだトンネル自体に着工もされていません。

こういう状態が全線でずっと発生しています。何でこんな問題が起こったのか。これは、リニアに関しては環境アセスメントが十分に行われていなかったからだということを識者の方はみんな申しています。たった 3 年で全線のアセスメントは終わりました。こんなことはあり得ないことです。これだけ大規模な開発工事をやるのにたった 3 年で環境影響評価が終わるなんていうことはあり得ない。工法も含めて、全て地域の皆さんがきちんと納得するような状況にならないと、本来、こういう工事っていうのは進行しないはずです。

ほかの新幹線工事は、大体、環境影響評価が終わってから、全て終わって、つまり残土の処分も含めて終わってから開発にかかっています。

大変な問題がまだこれからも続くというふうに見ていただきたいと思います。次に移ります。

4 番目です。次期村長選挙への宮下村長の見解を伺います。

中川村は来年春に村長選挙のときを迎えます。

村長は、コロナの蔓延した時期からコロナ後までのこの 3 年間、村民の安全・安心の生活防衛に大きく貢献したと評価できると思います。

特にコロナ禍の影響で生活が一変してしまった村民への素早い対応は村民と事業者への励ましのエールとなりました。

コロナ後も、新たな学校造りへの見通しをつくるなど、懸案の仕事をこなしてきたと思いますが、村長がかつてスローガンとして掲げた「都市もうらやむ農村をつくろう」は、まだ道半ばのようにも思えます。

○村 長

村長選挙は来年に迫りました。次年度村長選挙向かって現在の気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

まず 2 期目の立候補の意思を固めたときに遡らせていただきます。

このときには新型コロナウイルスが全世界で猛威を振るい始めたころでありまして、日本においても経験したことのないような、いろんな意味で制約を受け、その中で、ワクチンの開発、接種の検討をはじめ、国全体で手探りの対策が始まったときでありました。

新型コロナウイルス関連について申しますと、学校の卒業式、入学式の該当者だけでの実施、自学学習、分散登校をこの間に経験をしたところであります。対面で成り立つ公民館活動もしかりでありました。

また、この年は——令和 2 年でございますが——局所的な集中豪雨が各地で発生をいたしまして、気候変動を実感する年でもありました。国道 153 号坂戸付近の山林崩落、広域基幹林道陣馬形線の大規模崩落、美里の谷田川で土石流の発生などが起きました。

また、経済への打撃が顕著でありまして、製造業や医療・福祉関連などの求人減も激しく、堅調でありました上伊那管内は県下最低になった年でもありました。

最悪だったのは、飲食・観光・宿泊業の入客の減、店舗を閉める、閉じるお店も出てきた年でもありました。

これに対して、国はコロナ感染症蔓延防止の対策と国民生活防衛のための財政支出を大規模に行ってきたところであります。新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の有効事例等を示し各自治体のコロナ対策を支援してきてくれたというふうに考えております。これは令和 6 年まで物価高騰対策に形を変えて取組が続いております。

このような中で、「誰ひとり、取り残さない。思いに寄り添う、あたたかな村づくりに全力投球。」というスローガンをメインに掲げまして、9 つの柱で公約を掲げ、立候補をいたしました。

まず、新型コロナウイルスの影響から国民の生活と事業を守るため全力を尽くす、こういうことを公約にしたわけでございますけれども、顧みますと、先ほども申しましたとおり、国の交付金を有効に使い、単独費を合わせて村民生活の防衛、生活応援商品検討を発行し、農業、商工業など、何とか下支えをしてきたつもりであります。

新型コロナ対策の特別運転資金の利子 1.3% の全額村負担、これについても当初の予定より期間を延長して対応してきたところでありますし、認定農業者等に対しての支援制度のほかに、小規模農家営農継続支援、農地再生支援事業など、支援制度を整理し、また開始し、ある程度の下支えはできたものというふうに思っております。

しかし、2 点目の政策であります村の基幹産業である農業、商工業の育成を進めるという点については、既存の農業法人の育成、支援というものは、この 8 年

間になりますけれども、なかなか思うように進んでおりません。特に、政策に掲げました若い方の果樹栽培の法人経営、これを展望したわけでありますけれども、全くできていないというのが現状であります。

地場産業を基にしました商品開発、お米から作るアイスクリーム、これが開発され、順調に製造がされております。また、マイヤーレモンを使った商品開発に積極的なグループが現れてきております。特産品ですとか商品につながる可能性を感じ、今後の活躍に大いに期待したいというふうには今も考えておるところであります。

3点目に「すべての子どもに行き届いた教育環境を整え、すこやかな発達を支えます。」ということを政策に掲げました。

先生方が不足しております。そういう中で、小学校の理科、英語、中学校の技術家庭科専科職員及びICT担当の指導主事が確保できたことは非常によかったし、これは教育委員会事務局の熱意によるものと感謝をしておるところであります。

また、学校給食食材の地元農産物の比率を高めること、これも考えておりますし、ある程度――5割程度までは回復をしてきております。地産地消のコーディネーターとしての職員を確保し、おいしい野菜届け隊の農家の育成等が今後は課題であるというふうに感じております。

高齢者や障害者の福祉の増進に努めることにつきましては、高齢者を地域全体で支える地域共生社会実現に向けて地域包括支援センターが意欲的な取組を続けております。地域全体が高齢化する中で、これからが正念場であろうというふうに考えております。

独り暮らしの高齢者ですとか要介護者が生活しやすい住宅建設の検討、これは庁内で検討を始めたところでございますが、老朽化しています公営住宅の建設、若者住宅等の確保などの検討も開始したところでありまして、建設資材の極端な高騰を受けて牧ヶ原南住宅の移転建築等の実行は慎重にならざるを得ない、こういう現状があります。現計画を再検討して公共施設建設の順序立てをする必要があらうかというふうに思っております。

あと幾つかありますけれども、総じて顧みますに、予測されたこととはいえ、コロナを境に少子化が一挙に進んだ感があります。年間の予想出生者数が21人と、これからは20人前後で推移し、10人台になっていく、高齢化は当然としても、地域の力は、若い人や壮年世代が厚くなっていますので、これをどういうふうに持っていくかということで発揮されるんじゃないか思っております。

今、中川村らしい特色のある新しい学校の発足、新しい学びの始まりと併せて、未満児等を含めた保育の在り方等も並行して議論が始まっております。

できるならば、あと一步で実現にこぎつけそうな課題、計画樹立が何よりも必要な課題などが残っておりますので、これらを最終の仕事として次期は取り組んでまいりたい、これが今の考え方でございます。よろしくお願ひしたいと思いま

す。

○5番（桂川 雅信） 以上で質問を終わります。

○議長 これで桂川雅信議員の一般質問を終わります。

次に、3番 中塚礼次郎議員。

○3番（中塚礼次郎） 私は、さきに通告いたしました「带状疱疹予防ワクチン接種費用への補助制度創設について」ということで質問をさせていただきます。

今議会での一般質問は令和4年12月議会での質問に引き続き2回目の質問になります。令和4年12月議会での質問以降、私は知り合いの方で本当に大変な目に遭った方たちのことを知り、ある方は、働き先を探して仕事先がようやく決まり、これから頑張ろうとした矢先に発症、年齢は50歳、症状は長引き、仕事にも就けず、大変な状況となり、せっかく決まった就職先を断念しなければならなかった本当に悲惨な事例です。

带状疱疹は、多くが子どもの頃に感染する水ぼうそうと同じ水痘带状疱疹ウイルスによって発症します。日本人の成人の場合、約9割が水痘带状疱疹ウイルスを体内に持っていると言われ、带状疱疹は誰でもなり得る病気です。

水ぼうそうが治り完治したと思っていても、ウイルスは背骨に近い神経に潜み、ふだんは免疫によって活動が抑えられています。しかし、年齢や疲労、ストレス、病後の体力低下によって免疫力が低下するとウイルスが再び動き出し、带状疱疹を発症します。特に50代からは免疫力が低下しやすく、带状疱疹の発症率が高まるため、注意が必要です。

発症された方たちの中には発症後の後遺症により元の体調を取り戻せない人たちもいます。

50歳以上になると発症率が急増し、带状疱疹患者の約7割が50歳以上です。

重症化すると自殺を考えるほどの痛みを伴うことがあるとも言われ、顔面神経の動きが悪くなったり、目の付近にできると失明の危険性があったり、下肢にできると歩行困難になるなど、治療後の状態がよくない病気であります。私の親族や知人にも、発症後、いまだに後遺症で大変な思いをしている方や顔面への発症で失明になられた方がいます。

最近ではネット検索で一般的な症状等を検索する人も多いようですが、「带状疱疹」と検索しますと、がんやがんの前触れかもと表示され、さらに不安に感じてしまうと言われます。必ずしも带状疱疹とがんが結びつくわけではありませんが、実は带状疱疹とがんは関係性があると言われ、海外の研究によって科学的に関係性が証明されているため、リスクを知っておくことで適切な対処を実施することができます。

がん、特に血液系のがんは白血球などの免疫に関する細胞が減少して免疫力が低下する傾向があり、また治療中で抗がん剤や放射線治療を実施している場合も骨髄機能に少なからず影響を及ぼすため免疫力が低下すると言われています。その結果、带状疱疹を発症するケースもあります。

逆に、带状疱疹を発症している人は免疫力が低下している状態であるため、がんになりやすい状態と考えられています。免疫力が低下している場合、健康で免疫力が正常な人にとっては全く問題にならないような感染症になりやすく、重症化するリスクも高い傾向にあり、带状疱疹を発症して免疫力が低下しているときは、がんだけでなく感染症にも注意が必要です。

带状疱疹の発症と後遺症について述べましたが、50 歳以上という、働き盛りで一家の生活を支える大きな役割を持ち、持続可能な活力ある村づくりのためにも健康で安心して頑張り続けていってもらわなければなりません。

前回の一般質問でのワクチン接種補助への村側の答弁では、早期受診の啓発を重視し村民への呼びかけを行いつつ、国の定期接種化に向けての議論の状況を踏まえて対応を検討していきたいと述べています。

ワクチン接種補助への県民ホットラインに寄せられている長野県への要請も多く、他県では接種への補助を行っているのに長野県は行わないのか、医療費の削減のためにも未然に防ぐためにも接種への貧困層への援助を強く要望しますなど、多くの声が寄せられています。

県の健康福祉部長の答えは、带状疱疹ワクチンは定期接種と任意接種の 2 種類があり、

带状疱疹ワクチンは、任意接種のワクチンです。しかしながら、带状疱疹の発症頻度やワクチン効果の持続性等から、接種に最適な対象年齢と期待される効果、安全性などについての議論が、国の厚生科学審議会において慎重に行われ、定期接種化に向けての検討が進められています。

県といたしましては、こうした国の動向を注視するとともに、必要に応じて、带状疱疹ワクチンの早期の定期接種化について、国に要望して参りたいとあり、これが県としての対応、取組の状況ですが、2 点について質問いたします。

国、県のこれらの動向から定期接種化への可能性、見通しを村としてどう見ているか、質問いたします。

○村 長 まず国の動向から報告をさせていただきます。

国では带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた検討が進められております。

まず、带状疱疹は、人から人へ感染をしにくく、重症化によって死亡に至ることは比較的まれであること、また有効な治療薬があることなど、これまで予防接種法に位置づけてきた疾病とは特徴が異なるということを踏まえて、接種対象年齢、使用ワクチンの種類などを検討しているようであります。

このような状況から、長野県では、予防接種を居住自治体に左右されずに全国一律に受けられるようにするべきと考えることから、現在、早期の定期接種化を国に要望している、こういうことのようにございます。

国の資料等を見てもみますと、带状疱疹は高齢になるほど発症しやすく重症化しやすいという傾向があるようです。よって、対象年齢を高齢者とすることはいい

わけでありますけれども、例えば 70 歳とすると遅く、もう少し早いほうがいいのではないかという考え方もあるようです。

一方では、ワクチンの有効性の持続期間から見て、早過ぎるのも不適當ではないかなどの意見もあるようであります。

これが国、県の定期接種化への見通しとして村は見ているところでありますけれども、村としても、定期接種化され、希望する誰もが接種できる体制になればいいと考えます。国において定期接種化の検討が行われていますので、この動きを注意しながら見ていきたいというのが現状であります。

○ 3 番 （中塚礼次郎） ウニの取組を見ていきたいということで、前回の質問の答えに近いような話でありました。

それで、全国の市町村会としての国への取組状況っていうものがあれば、その内容について伺いたいと思います。

○村 長 全国市長会、それから全国町村会、これは、毎年、各方面の関係省庁に――国でありますけれども――要望を出しております。

その中で、今御指摘の点でありますけれども、まず全国市長会は重点提言として厚生労働省関係に提言をしております。これにつきましては、「地域医療の確保に関する重点提言」と題しまして、感染症対策についてこのように述べております。国民がひとしく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対して十分な財政措置を講じること。また、おたふく風邪・带状疱疹ワクチンについて、必要性、費用、有効性等を十分に検証した上で早期に定期予防接種として位置づけるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。このように重点提言で全国市長会は要望しておるということであります。

もう一つ、全国町村会でありますけれども、これではこのように述べております。地域保健医療対策の推進の 7 感染症対策の推進という要望項目の中ではありますが、これでは「おたふくかぜ、带状疱疹等の有効性、安全性が確認されたワクチンについては、財源措置を講じた上で、早急に予防接種法における定期接種の対象とすること。」、こういうふうに要望しておりまして、当然といえば当然ですけれども、財政措置があって予防接種を進めろと、こういう要望でございます。

並行して、全国町村会、全国市長会、これも要望しておるということです。都道府県につきましては先ほどお話があったとおりでありますので、国全体でそれぞれの機関が強い要望を出しておると、こういうことが現状かと思います。

○ 3 番 （中塚礼次郎） 今、村長のほうからあったように、全国の市町村会としての取組の内容があり、それぞれの行政からも強い要望が出されておるということです。

予防接種のワクチンには 1 回接種の生ワクチンと 2 回接種の不活化ワクチンがあるわけですが、効果の面から言いますと 2 回のワクチン接種が必要だというふうなことが言われておって、費用は 1 回 2 万円余かかるわけですが、2 回接種で約 4 万円が必要となるということで、発症の予防効果は 50 歳以上で 2 回

		接種の場合は 97.2％、70 歳以上で 89.8％も効果があると言われております。発症と発症後の後遺症への苦悩を考えれば、接種費用には代えられません。				ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時とします。
		上伊那郡下でワクチン接種費用補助を実施している自治体の辰野町は、令和 6 年 4 月 1 日から住民登録のある 50 歳以上で、生ワクチン、補助回数 1 回の補助額 3,000 円、不活化ワクチン、2 回接種の額は 1 万 2,000 円を補助、宮田村は令和 6 年 6 月 15 日から住民登録のある 50 歳以上で、生ワクチン、1 回接種補助額 4,000 円、不活化ワクチンの 2 回接種の補助額 2 万円を補助しております。				[午前 1 1 時 3 0 分 休憩]
		今は国の定期化を待たずに接種の補助を実施している自治体が増えつつあり、帯状疱疹の発症が 50 歳以上の働き盛りの年代から高齢者医療費が 2 割負担となる年代に及び、ワクチン接種費用は大変厳しいものとなります。				[午後 1 時 0 0 分 再開]
		私は、働き盛りの年代から高齢者の皆さんが安心して生活、仕事に打ち込めるためにも、行政が果たすべき村民の苦難軽減の施策として帯状疱疹予防ワクチン接種への補助制度を創設すべきだというふうに考えますが、補助制度創設への村の考えをお聞きしたいというふうに思います。	○議 長			会議を再開します。
		帯状疱疹ワクチン接種費用補助制度を実施している自治体でありますけれども、議員からお話があったとおり、改めて申し上げますと上伊那郡内では今年 4 月から辰野町と宮田村で始まっております、長野県全体で見ると、ほかに全体では 3 つの市、4 つの町、14 の村、合計 21 自治体で実施しているようであります。これは令和 6 年 9 月 1 日現在の数字でありまして、担当――担当といたしますか、宮田村、辰野町ほか、実施をしております上伊那、下伊那の町村に実際に接種をしている方の数等もお聞きをしております。	○村 長			休憩前に引き続き一般質問を行います。
		思いますと、普及が始まったばかりという考え方もできますけれども、一方で、辰野町は 50 歳以上という人口区分でいきますと対象者が 1 万人ほどいるということですから、これを率で換算することは簡単ではありませんけれども、辰野町では 90 名ほどが接種をしておるということでもありますし、宮田村では 22 人ということもお聞きをしております。そういうことで、高齢者の方の帯状疱疹ワクチン接種への関心は非常に高いかなというふうに個人的には思っております。				4 番 長尾和則議員。
		さて、中川村では、国の動向を注視しながら、今申し上げたとおり――といいますのは、国の動向っていいますと、例えばワクチンを定期接種していくというふうなところでは年齢の議論が今はあるようでありますけれども、定期接種をしていって、そこで国の制度となった場合に国の補助なりがどういうふうになっていくのかってということも考える必要がありますけれども、国の動向を注意しながら、来年――令和 7 年でありますけれども――村の新しい体制になったところで、これはその段階で検討をされるべきだというふうに今この場ではお答えをしたいというふうに思います。			○ 4 番	(長尾 和則) 私は、さきに提出しました通告書のとおり、大きく 2 項目について質問をさせていただきます。
		(中塚礼次郎) 2 回にわたって一般質問で取り上げてきましたが、来年に大いに期待をして、私の質問を終わります。				まず初めに「保育士の処遇および保育園施設の改善について」質問いたします。
		これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。	○議 長			公立学校職員の処遇改善をめぐって残業時間に応じた手当を支払う仕組みを導入する案の検討を国が始めた旨、11 月 4 日に新聞報道されました。
						内容は、残業代の代わりに一定額を給与に上乘せする現行の教職調整額制度を廃止して勤務時間を反映した賃金体系に変える、このことの検討を政府内で始めたといったものです。教員の長時間労働の解消が課題となっている中、定額働かせ放題との批判がある現行制度を改め、残業代を支払う方式への切替えをすることによって学校現場の責任者に業務管理を徹底させる狙いがあるようです。
						一方で、「教員の業務は児童や生徒に合わせた授業の準備や自己研さんなど特殊性があり、厳格な時間管理はなじまないとの考えも根強い。」と報道されておりました。
						翻って保育士の業務について考えてみました。
						過日、片桐保育園の運動会に来賓としてお招きいただき、子どもたちの元気な姿に触れさせていただきました。保育士さん方が全身全霊で子どもたちに接している姿を拝見して大変感銘を受けました。運動会に向けての準備はさぞかし大変だろうなと想像もいたしました。
						保育士さんの仕事は、日常の保育業務から保護者との連携、運動会のような行事の準備等、多岐にわたっており、保育士さんは子どもたちの成長を支えるための環境を整え、安心して過ごせる場を提供するために日頃から大変な御努力をされていると思います。改めて敬意を表したいと思います。
						質問の 1 点目です。村の職員である保育士は、残業時間に応じきちんと手当が支払われているか、また保育士の労働時間管理は誰がどのように行っているか、担当課にお尋ねいたします。
				○保健福祉課長		それでは保育士の関係をお答えします。
						保育士の残業手当は、申請があった分については支給されております。以前はサービス残業がかなり多かったのですが、働き改革の下、仕事内容の見直し、行事の見直し等を行い、残業時間を減らす取組も行っております。
						労働時間の管理は各保育園の園長で、両園に勤怠管理システムを導入して管理しております。
				○ 4 番		(長尾 和則) 分かりました。以前は多かったんですが、現在はきちんと残業

○保健福祉課長

管理がされているというふうに伺いました。

民間企業の場合、労働時間の管理については労働基準監督署の監督や指導によってチェックがかかる体制になっておるわけですが、公務員の場合、原則として労働基準法の適用外ですので、中川村においては、地方公務員法に定められている範囲内で、村の条例等によって職員の皆さんの労働時間管理が行われていると思います。勤怠システムを使っておるということで御説明がありました。

今も課長からお話があったとおり、現在は管理職の方々によって労働時間の管理がきちんと行われているかと思えますけれども、民間企業のように労働基準監督署のようなチェック機関がないわけですので、言い方はまずいかもかもしれませんが、おのずと役場管理職の方々が行う部下の労働時間管理には民間企業以上の厳正な管理が求められると私は思います。

保育士の場合、冒頭に触れました公立学校教員のように子どもに合わせた保育の準備や運動会等の行事の準備など、どこまでが業務なのか線引きが難しい点があると推測いたしますので、ぜひ、そんな点は管理職の方と現場の保育士とのコミュニケーションをしっかりと取っていただいて、まかり間違っても保育士がサービス残業をしているといった状況が生まれないように、くれぐれもよろしくお願いしたいと思います。

2点目の質問になります。保育士の労働環境をよりよくするために次の改善事項を検討できないか、お尋ねをいたします。

3点まとめて提案いたします。

1点目、園庭の除草や落ち葉処理等の業務を定期的にシルバー人材センターに委託する。

2点目、年度末は入園や進級に伴う清掃や片づけ業務の負荷が大きい、保育士の補助として外部委託により作業員の確保をする。

3点目、保育士の事務作業は、人事管理、職員のシフトの調整、経理関連業務、備品管理と発注業務等、多くの仕事があると推測するが、日々子どもの保育を行いながら多くの事務作業をこなすことは負荷が大きいと思われる、これに対し何らかの対策を講じる。

以上3点について担当課の見解をお伺いいたします。

それでは順を追ってお答えしていきたいと思えます。

1番ですが、園庭の除草、畑の草刈りについては、今年度から年2回シルバー人材センターに委託をするようにしました。

2番目になりますが、年度末の清掃等の外部委託については、年度末は卒園式から入園式までの日数が短く、また希望保育で保育を行っていることもあり、大変忙しい時期ではあります。しかし、片づけ業務等は担任保育士でなければできないことのほうが多いので、今は卒園式前から少しずつ片づけを行っております。

また、やむを得ず土日になってしまう場合には、時間外勤務をして、代休を取ったり、時間外手当が支給されたりしております。

○4番

○保健福祉課長

○4番

なお、年度末の窓拭きは保護者作業として保護者の皆さんの御協力もいただいております。

3番目ですが、保育士の事務作業については、ICTが導入され簡略化できた部分も多くあります。

また、保育日誌、児童要録などについては、事務をする時間を確保する等、改善に取り組んでいます。

保育園に関する予算管理、発注業務や支払い業務など、昨年度までは園長が行っていましたが、今年度は統括園長が行っております。今までは園長が予算管理など事務作業を行いながら家庭支援、子ども支援を行っていましたが、対応が難しい家庭や支援の必要な園児が増えてきたことから、今年は統括園長と園長とで業務を分担しております。結果、園長が保育に入る時間が確保でき、子どもや保護者への支援に当たることができたと聞いております。

今後は、子育て支援係――今年できた係であります――こことも連携をしながら業務分担について考えていきたいと思っております。

（長尾 和則） 分かりました。

細かい点の確認で恐縮ですが、1番の落ち葉処理、現在はこれもシルバー人材センターに委託ですか。

落ち葉は保育士たちでやっております。委託はしていないと思っています。

（長尾 和則） 確認できました。

現場に聞くと今の季節は特にかなり負担がかかっておるようですので、畑作業と同様に、いま一度御検討いただけたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

3点目の質問になります。両保育園の遊戯室にエアコンを設置できないか、お尋ねをいたします。

夏場における近年の猛暑化によって遊戯室の室温は非常に高くなっていると伺っています。暑い日には遊戯室の中が 37℃から 38℃以上になるようであります。人間の体温より高くなってしまうわけです。

そして、悪いことに、両保育園の遊戯室は屋外からの風がうまく通らない状況にあるようですので、窓を全開にしても中の体感温度がなかなか下がらない、高い状態が続いてしまうというふうに伺っております。そのため、熱中症警戒アラートが発表された際等の暑さが厳しい日には、子どもたちはエアコンのある保育室で過ごしていると聞きしております。

保育園は夏休み中も希望保育を実施するため、この夏の熱中症警戒アラート発表日に子どもが保育園に滞在した日数は15日間にも及びます。今年の夏、長野県が熱中症警戒アラートを発表した日数は 19 日間ですので、そのうちのほとんどの日は保育園に子どもがいたということになります。

また、夏場における保護者の集まりの際のあまりの暑さから遊戯室へのエアコン設置を希望される方が多いとも聞きしております。

○村長 塩尻市では、今年度、市内の市立保育園と児童館、合わせて 23 施設の遊戯室にエアコンを設置する工事を実施するそうです。この事業の目的は保育園で唯一エアコンがない子どもたちの活動部屋での猛暑と過密防止対策だということであり
ます。
過密防止対策。そうですね。冷房の効いた締め切った部屋——保育室の中に大勢の子どもが長時間一緒にいるということは、やはり感染対策上は好ましくない
のかもしれない。
当村では、今後の保育園の在り方検討、保育園の電気受電設備容量等、幾つか
のハードルがあると思いますけれども、活発に動き回りたい年代の子どもたちの
ことを第一に考えると早期に遊戯室へのエアコン設置を検討すべきと考えますが、
御見解を伺います。
議員の質問にもありましたけれども、近年の夏の暑さは尋常ではありません。
対応には苦慮をしております。
保育園は、両園とも各保育室にエアコンは入っておりますけれども、遊戯室の
み未設置で、設置についていよいよ検討する時期が来ているかなというふうに考
えておるところであります。
しかし、保育所の今後の在り方検討が始まったところであります。施設の改修
については慎重に考えなければなりません。まずは、設置費用の見積りを依頼し、
何かほかに代用——まあ、これもお金がかかる話ですけど、例えば屋根から水を
流すとか、よしずを張るなんていうところでは今は追いつかないのかもしれない
。あるいは反射フィルムで代用する、こんなことも考えられますが、それでも
あの構造の建物はかなり暑くなるだろうということは思っております。
そういう意味で、いろいろ——今、議員の質問の中でも、いわゆる受電設備の
容量がありはしないかと御指摘をいただきましたが、確かに保育園でもそのこ
とを考えておるところでございます。
したがいまして、設置費用の見積りは依頼し、何かほかに代用できる方法がな
いかなどを考え、新年度予算編成のときに検討をしたいということで今は考えて
おります。
○4 番 （長尾 和則） 検討を始めていただけるということで、承知をいたしました。
確かにいろいろハードルがありますので、一朝一夕にはいかないかと思いま
す。
電氣的な設備といいますか、物で言えばスポットクーラーっていうものもあり
ますので、例えば、今、村長がおっしゃったような対策と併せてスポットクー
ラーを使うとか、そういう多様なやり方というのものもあるかと思えますので、
それも含めて御検討をお願いしたいと思います。
それでは 2 項目めの質問に移らせていただきます。
本年 1 月 1 日に発生した大地震及び 9 月の集中豪雨により能登半島地方は二
度にわたって大きな災害に襲われました。改めて被災された皆様にお見舞いを
申し上げるとともに、被災地域の日も早い復旧、復興を衷心よりお祈り申し上げ

す。
この大災害を教訓とし、より安全で安心な社会を築いていくために、個人、家
族、地域コミュニティー、自治体や企業等、それぞれに応じた防災対策の向上
を図る必要があると考えます。
中川村における事前防災対策の一つに中川村防災ハザードマップがあります。
村が実施している多くの防災対策の中から、今回はこれに絞って質問をいたし
ます。
通告書の質問項目 1 と 2 を併せてお尋ねいたします。
現在の中川村防災ハザードマップは令和 3 年度版であります。至近年に改定
する予定はあるのか、お尋ねをいたします。
また、現在のハザードマップで指定緊急避難場所に指定されている飯沼集落セ
ンター、小和田集会所、中通集会所は地滑りや土石流の被害に遭いやすい場所
にあり、該当の地区では既に別の場所が緊急避難場所として周知されていると
ころもあります。
具体的には、飯沼地区は大宮飯沼神社、小和田地区は片桐区民会館を緊急避
難場所とするよう申合せがされているとお聞きしております。
中通地区につきましては、先日、議会便りの取材で地区 3 役の方々と懇談した
際、集会所が避難場所では不安だと、早急に中通地区の避難経路を再検討して
ほしいとの御意見を承っております。
次期改定ハザードマップでは、これらの点を考慮して、さきに指摘した 3 地
区については別の場所を指定緊急避難場所とすべきだと考えますが、担当課
の見解をお聞きいたします。
○総務課長 ハザードマップの件についての御質問でございます。
まず 1 点目でございますが、改定の部分でございますが、長野県が実施し
ました県管理の中小河川の浸水想定区域の指定及び本年度実施しました土砂
災害特別警戒区域等の見直しを勘案いたしまして、令和 6 年度中の改定に向
けて作業を進めているところであります。
続きまして避難場所でございますけれども、現在、村内では指定避難場所に
32 か所の集会施設等を指定しております。その中で、中川村につきましては、
洪水、地震、土砂崩れ——土砂災害になります——と、あとは火災について、
その避難場所の状況に応じて個別に指定をしているところであります。
御指摘のありました緊急避難場所につきましては、飯沼及び小和田地区につ
きましては土砂崩れ——土砂災害を除く災害時の利用、また中通については
洪水を除く災害時に一時的に避難する場所として指定をしているところであ
ります。
村のハザードマップ上では洪水、土砂崩れ以外の災害時にも緊急避難場所
というふうになっておるところでありますので、今後については指定や標示
というものは必要になってくるかなというふうに思っております。
しかしながら、全ての災害において避難する場所というふうに勘違いとい
うか、

		認識されないように、標示というかの仕方は考えていかなければいけないというふうに思っております。
		また、地区のほうでも心配されているというような声を聞きましたが、地区におきまして毎年の防災訓練の中などで地区の中での避難場所といったところを確認するように、また周知をしていきたいというふうに考えております。
○ 4	番	（長尾 和則） 今御説明があったかもしれませんが、令和 3 年版は今改定を検討中ということで、具体的にいつ改定版が出るということとははっきりしていないわけですか。
○総務課長		現在、改定の作業を進めているところでございます。目標としましては今年度中に作成をしたいというところでございます。
○ 4	番	（長尾 和則） 今年度中ということで、承知いたしました。
		今、課長の御説明の中にもあったんですけれども、災害の種類によって避難場所が違う、これは仕方がないことだとは思いますが、中通の方々と懇談した際に、あそこは確かに洪水時に危ないということは承知されておるんですけれども、懇談の中で、地震のときに、さて、あそこへ逃げましたといったときに、地震の場合は、前沢川――日向沢かもしれませんが、上流で土砂崩壊があって鉄砲水が来るおそれがあるよねと、だからここは地震のときにも逃げるのは怖いよねっていうことを 3 役の方はおっしゃってございました。
		そういうことを考えていくと、確かに災害種別ごとに分けるというのは分かるんですけれども、そこら辺はよく住民の方々と情報交換しながらマップを作っていく必要があるかと思います。
		次の項目に関連しますので次の質問に移ります。
		村全体のハザードマップとは別に各地区における自主避難計画防災マップの策定が順次進んでいますが、全 27 地区中、現在は幾つの地区が策定済みか、お尋ねをいたします。
○総務課長		地区防災マップの件ですけれども、作成につきましては、令和元年度から作成を始めてきているところであります。現在ですが、飯沼、美里、北組、下平、中組、沖町、三共、南陽、桑原、小平、田島、中田島、南田島の 13 地区が策定済みであります。
○ 4	番	（長尾 和則） 13 地区ということで、承知をいたしました。約半分の地区が策定済みということになるかと思います。
		この防災マップは昨年度まで長野県の住民主導型警戒避難体制構築事業による予算での製作でしたけれども、当該事業が今年度からなくなったため、残りの地区の防災マップの製作は村単独の予算で行う必要があると思います。
		防災マップは地区住民の皆様が自ら検討し策定したことから、現場感覚がしっかりと組み込まれているとともに、過去からの言い伝え等も示されており、住民目線で見ると大変分かりやすいマップになっていると思います。
		私も現物を拝見しましたけれども、大変よくできておるなというふうに拝見し

		ました。
		いざという際には土砂災害や風水害から命を守るための有効的なツールとなるため、早期に残り 14 地区防災マップの策定をするよう、村の予算づけを年度ごとにきちんとすべきだと考えますが、担当課のお考えをお尋ねいたします。
○総務課長		お話のありました長野県が実施する住民主導型警戒避難体制構築事業としまして地区防災マップづくり支援事業が行われております。この事業につきましては現在も継続をされているところでございますが、全県下から要望によりまして、また予算規模も限られていることから、採択枠が非常に少ないのが現状であります。
		それで、令和 6 年度につきましては、上伊那管内で 1 町の 1 地区のみが採択というような状況でございます。
		議員が指摘するように、平時はもとより、災害時にも有効なツールであり、地区防災マップの作成を通して防災への意識を高めるきっかけになると考えておりますので、今後も県に対しまして事業採択の要望をしていきたいと思います。
		あわせまして、中川村では土砂災害戒区域を抱え、災害時には避難を余儀なくされる地区もあります。県事業と併せまして、村独自の予算枠を確保して地区防災マップの全村作成に向けて事業を進めていきたいというふうに考えております。
		なお、本年度につきましては村独自事業としまして 2 地区の防災マップ作りを進めていきたいというふうに考えております。
○ 4	番	（長尾 和則） 長野県の事業に対する考え方というか、進め方は承知いたしました。
		郡下で 1 町のみということで、防災対策を県が盛んに言う割には後退しておるというのはちょっといかがなものかと思えますけれども、その点はぜひ県のほうに意見を上げていただきたいと思います。
		一朝一夕に、なかなかすぐに県も戻らないと思えますので、村単独の予算をつけていただいておりますということですので、引き続きよろしく願いいたします。
		最後の質問になります。
		今言いました防災マップを製作・配布済みの地区においても定期的な見直しをし、それを防災マップに反映していくべきだと考えます。
		中長期の計画において、予算づけを含めて、これをきちんと盛り込む考えはあるのか、お尋ねをいたします。
○総務課長		今年度も含めて令和 6 年度末に 15 地区が作成の予定でございます。残りが 12 地区となりますが、まずは全村の作成を念頭に事業を進めてまいりたいというふうに考えております。
		今後、土砂災害防止法の改定ですとか、避難基準等の見直し、浸水想定区域、土砂災害戒区域の見直しなどが生じた場合については、地区防災マップの見直しも必要になってくるかと思えます。その都度の見直しは難しい部分もあるかと思いますが、定期的な見直しを含めて検討していきたいというふうに考えておりま

す。これに合わせて必要な予算づけも行っていきたいというふうに考えております。

また、防災マップにつきましては、作成するといったところが目的ではなく、いざというときにどう生かせるかといったところが重要かと思います。

今年度から各地区——防災組織になりますが——等におきまして防災の訓練ですとか学習会の費用に対する補助制度も設けました。10割補助の5万円が上限といったものでございます。

各地区におきましては、防災マップを生かした防災訓練ですとか学習会等を積極的に開催していただきながら、見直すべき箇所があれば地区内で共有を図っていただくように、改めて周知のほうを行っていきたいというふうに考えております。

○ 4 番 （長尾 和則） 分かりました。

課長のおっしゃったとおり、防災マップは作るのが目的ではなくて、活用するのが目的だと、おっしゃるとおりだと思います。なるべく早く27地区でできまして、定期的な見直しもお願いしたいと思いますし、地区の防災活動に役立てていただくといいのかなと思います。

今、課長のお話にあったとおり活用するのが目的ですので、各御家庭では常に目につく場所に保管していただく必要があるのかなと思います。

何かの講演会で言っていましたけれども、中川ではないんですけど、ハザードマップを配ると翌週のごみ置場に防災マップがいっぱいあるというような、何か冗談のようなお話がありましたので、そんなことのないように、例えばマップにつり下げ用のパンチングの穴を開けて、わっかのリングと一緒に壁にフックでかけられるというような工夫もあるといいのかなと思います。

ぜひ、そんな点も含めて、真に村民の役に立つマップとなるように改善を重ねていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議 長 これで長尾和則議員の一般質問を終わります。

次に、7番 島崎敏一議員。

○ 7 番 （島崎 敏一） 私は、さきに通告した通告書に基づいて、本日は2問の質問をします。

まず1つ目です。「総合計画後期計画策定について」。

現在、村では第6次総合計画の後期計画の策定に向けて審議がされています。過去5年間のK P Iの達成状況、住民アンケート、後期基本計画施策体系案、また地域の方々の声、有識者の見解などを鑑み、総合戦略の基本目標の項目に沿いながら、本日は質問及び提案をします。

村では11月下旬から住民ワークショップですとか子ども議会などを実施されています。住民の皆様の関心も高いトピックだと思います。項目ごとにお答えください。

まず初めなんですが、総合戦略の基本目標の達成状況の総括を聞かせてくださ

い。お願いします。

○地域政策課長 それでは、総合戦略の基本目標の現在の達成状況ということで御質問いただいておりますので、お答えさせていただきたいと思います。

村では、第1期まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略、2015年～2019年、これを策定しまして、人口の急激な減少を抑制するための取組を推進し、第1期総合戦略期間終了後も切れ目ない取組を行うため、新たな課題や社会情勢の変化に対応することができるように、第1期の総合戦略の枠組みを継承しながら必要な箇所の見直しを行いまして、令和2年度を初年度とする現在の第2期総合戦略を策定しまして取組を推進してきております。

本年度——令和6年度が第2期総合戦略の最終年度となりまして、5年間の累計を目標値に設定している目標もあるため、はっきりとした総括を述べることはできませんが、現状を鑑みる中では、期間中、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていることが伺えます。特に交流人口や関係人口の創出を行う部分では人の流れの抑制の影響を大きく受けた傾向が見られます。

一方で、新規就農者や起業・創業件数につきましては目標値をクリアしており、中川村のフィールドで活躍していただいている方が増加していることも見て取れます。

最終的には、本年度——令和6年度を終えた段階で5か年についての総括を行ってまいります。

○ 7 番 （島崎 敏一） 今年度を終えて総括するとのことですが、総合戦略の基本目標にそれぞれ沿いながら、総括前ですが、こちらから質問をさせていただきます。

まず1つ目、基本目標の1で「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、人口の自然減を抑制する。」というところについては、基本目標で定められている合計特殊出生率は地元から若い女性が出ていくことによる出生機会の損出を算定できません。地域の少子化指標にはなり得ないという研究結果が出ています。

今後は出生率よりも出生数を目安にすべきと思いますが、村側の考えを聞かせてください。

○地域政策課長 ただいまの御質問にお答えします。

本年11月14日に上伊那広域連合が主催で開催しました「女性が輝く上伊那になるために」という講演会がございました。この講師の先生のほうからも同様のお話がされ、関係者も拝聴しているところであります。

合計特殊出生率は15歳から49歳までの年齢別の出生率を合計して算出しているため、特に人口規模の小さな自治体では該当年齢の女性の転出等により増減が大きく出てしまう傾向だということでもあります。

その点、出生数は赤ちゃんの人数となりまして、分かりやすい指標となり得るかと思います。

現在の総合戦略においては合計特殊出生率のK P I設定をしており、出生数についてはそのほかの項目である出産祝い金の給付件数が同様の数値と見て取れる

		部分があるかと思います。
		合計特殊出生率については地域の少子化指標とはならないとのことですが、出生数も含めて総体的に考える必要もあるかと思います。
		来年度を始期とする総合計画、これは御存じのとおり総合戦略を統合する予定であります、これにおいてどのように取り組むかにつきましては総合計画の審議会の中でも慎重に検討してまいりたいと思っております。
○ 7	番	（島崎 敏一） 私も天野さんの講演を実際に聞きに行きました。大変示唆に富む話で、ぜひ課のほうでも検討を慎重にさせていただきたいと思います。
		続きまして次の質問に進みます。
		出生数が減少していることの原因は 20 代 30 代の女性が上伊那エリアに少ないことと直結しています。
		県としても女性から選ばれる県づくりを進めています。
		若い女性を引きつけられない地域に人口の未来はありません。
		村として取り組みたいことを具体的に聞かせてください。
○地域政策課長		先ほどの講演会の天野先生もはっきりそうおっしゃっておりましたけれども、女性の出産適齢期に当たる 20 歳から 35 歳までの人口が少ないことが少なからず出生数の減少に起因していることは理解をするところであります。
		長野県の特性上、高校を卒業後の進学、就職による長野県外へ転出することはやむを得ない事情でもあります。
		男女に関係なく就職の際に上伊那を選んでいただくことは、村だけの課題ではなく、上伊那圏域としての課題とも考えられます。仕事——就労先の選択が村内を含め上伊那圏域内にされるかどうかが重要と考えます。
		上伊那広域連合では、地元企業と協働で就職合宿や仕事フェス等を開催しまして、地元出身学生と地元企業を結びつける取組を実践してきております。
		ただ、村出身者の参画はまだ少ない状況であるため、村としては、情報発信を行いながら、上伊那、また村に興味を抱いていただく取組を実践していきたいと考えます。
○ 7	番	（島崎 敏一） 上伊那広域連合としてもそうですが、長野県としてもオール信州で向き合うとのこと。縦割りの行政の仕組みの中で議論して解決できる問題ではないと考えます。
		ぜひ、オール中川——行政だけでなく、住民、民間巻き込んで活動することが必要だと思いますが、そういった考えはありますでしょうか。
○地域政策課長		全県での選択という中では、いろんな職種、業種の選択肢は増えるかと思いますが、村として人口減を少しでも緩やかにするということについては、就業先の検討に、ぜひ、村、もしくは村から通勤できる県内エリアの企業等を選択していただきたいということで、引き続き学生のときからいろんな機会を捉えまして、キャリア教育も含めて、学生の皆さんに情報発信をしていくべきということと考えております。

○ 7	番	（島崎 敏一） ぜひ、オール中川での情報発信ですとか活動のほうをよろしくお願いします。
		続いて、基本目標の 2 番「未来を担う人材定着による人口の社会減の抑制」について質問します。
		住民アンケートでは、空き地、空き家の適正な管理が重要な施策だと思う割合が 47.7%と全体のアンケートの中で 3 番目に高い割合となっています。
		ですが、本村の空き家バンクの現状は、数年前から需要過多の状況がずっと続いております。状況を改善させるためには、集落支援員や地域おこし協力隊の制度を使い、現状よりも活動を活発化する必要があると考えます。村側の考えを聞かせてください。
○地域政策課長		中川村の空き家バンクの状況は、議員がおっしゃるとおり、需要がある中で、供給、案内できる物件数が少ないことは承知しております。
		ちなみに、昨年度——令和 5 年の空き家バンクを通じた成立の物件数っていうのは 6 件ございました。土地ではなく、空き家だけです。
		それで、本年度——令和 6 年度、まだ今月——11 月現在であります、7 件が既に成立しているということで、出たものについては、当然、よい物件についてはすぐに成立していくということで、需要のほうは当然出てきているってことがうかがえます。
		行政での空き家物件の把握については限界があり、やはり地域のことを熟知している方の協力がなければ空き家の掘り起こしについては困難と考えております。
		一定数の空き家利用希望者がいる状況がある中、行政と地域を結ぶパイプ役は必要と考えております。その役割を担う集落支援員や地域おこし協力隊制度の活用は一助となり得ると考えております。
		現在、地域活性化計画を策定しております美里地区において兼任の集落支援員をお願いしまして活動をいただいております、早速、成果も表れていることが報告されております。まずは、こちらの成功事例というか、これを検証し、その中で、ほかの地区にも波及できないか、引き続き研究を進めてみたいと考えております。
○ 7	番	（島崎 敏一） 美里地区の活性化委員会の話は聞いております。
		活性化委員会はここまで 8 年かかって何とかやってきましたが、村では、過去 2 年間、毎年、空き家バンクの担当者を異動させてきました。1 年ごとに替えてきてしまいました。行政職員さんの異動は転職と同じようなものとするぐらい全然違う業務を担うということは大変なことです。もちろん、担当者の方は精いっぱい職務を遂行してくださっていますが、理事者側の意識の低さを感じざるを得ません。
		後期計画の策定の資料の中の重点施策案の中に住まいの確保を通じた移住・定住という案がありました。そうするほど重要な案件ならば、もっと前から積極的に人材登用するべきではなかったのではないのでしょうか。

		また、地区に投げかけるだけでは課題解決は困難であると考えます。地区の総代さん方は地区機能の維持で手いっぱいです。課題意識を持っていても個人の所有物である土地や建物に気を向ける余裕はなかなかないのが現状であると考えます。 地区以外の組織や住民との協働をするべきと考えますが、考えを聞かせてください。 地区の役員の方々には、総代会を通じて空き家の掘り起こし等も、過去、これまでお願いをしてきたところでございます。 今、議員のおっしゃるように、地区の役員の皆さん方は、任期も限られておりますし、なかなか任期内は自分の自治区の職務をこなすだけで手いっぱいというところも当然あるかと思います。 それで、先ほど説明というか、回答させていただいたとおり、兼務の集落支援員も初めて今年度からお願いして、うまく成果も出ているということですので、当然、地区の皆さんからも情報をいただきたいとは思いますが、やはり地元を知っている方、そして村とのパイプ役として、そういった協働という形での集落支援員の制度を活用しながら、今後も担当課としては進めていきたいと、そういうふうに考えております。 （島崎 敏一） 集落支援員の活動を広めていきたいということ、そこは私も大いに賛成です。 ただ、地区を通してだと、なかなか、何ていうんでしょう、地区ごとに課題感というかに差がありまして、全村的に波及が難しいのではないかなと思いますが、例えば地区制度を通さないで地域政策課直轄で集落支援員さんを登用するなど、そういった考えはありますでしょうか。 先ほど最初の答弁で申し上げましたとおり、集落支援員制度や地域おこし協力隊の制度というものは一つの方策として考えられるということは変わりございません。 ただ、地区の現状を知っている方が間に入っていたほうが、本当に移住・定住——Iターン、もしくはJターンで来る方々には、地区の現状を分かっている方との接触、もしくは案内があったほうが、より地区を——よく失敗例でありますこんなはずじゃなかっただとか、そういうことにはならないかと思っておりますので、ここら辺は、今後も、地区なり、そういった村民の方をお願いして活用しながら進めていくべきではないか考えます。 （島崎 敏一） 承知しました。引き続き課題解決に向けて活動のほうをよろしくお願いします。 次に次の質問です。 基本目標の3番「地域における仕事と収入の確保について」です。 住民アンケートでは農地の有効活用が重要な施策だと思う割合が35.9%でした。住民の中には農地の利用に対して高い課題意識があると考えます。
○地域政策課長		
○7 番		
○地域政策課長		
○7 番		

		これらの課題に対して国は農村RMOという仕組みを設けました。この仕組みに対して村側の考えを聞かせてください。 それでは、基本目標3の部分、仕事と収入の確保というところで、私のほうでお答えいたします。 まず、国の調査——農林水産省のほうの調査になるんですが——集落の総戸数が9戸以下になると農地の保全等を含む集落活動の実施率が急激に低下するという調査結果があります。 中川村のように、中山間地域では高齢化、人口減少が顕著であり、農地の有効利用や保全など、農業生産活動だけではなく、集落維持に必要な買物、子育て等の生活機能の弱体化も危惧されております。 今後の人口動態を踏まえると、中山間地での集落活動力はさらに低下し、食料の供給機能や農地の多面的機能の維持に支障の出るおそれがあるため、農家、非農家が一体となり、様々な関係者と連携し、持続可能な農村の地域コミュニティー機能を維持することが必要とされておられると思われます。 村では、農村RMO、こちらにはまだなじみがありませんが、この制度については、令和5年度から開設しました村のLINEの公式アカウントにおいて、研修会等の情報を必要に応じて随時こういったものを発信しまして普及啓発に努めていきたいと考えております。 （島崎 敏一） 全国でまだ始まったばかりの取組ということで、各県で研修会、説明会をやっているそうなので、ぜひ情報発信のほうをよろしくお願いします。 次の質問です。 村内企業の経営者の方から村の魅力を発信できるイベントを村外向けに実施するべきという声がありました。関係人口の構築であったり、村内企業の働き手確保の可能性も期待できたりするなど、様々な効果があると考えます。 11月の子ども議会でも遠山さんより知名度アップの一般質問がありました。村長の答弁では、知名度の低さは残念な数値、村内には魅力的な施設がたくさんある、ファンをつくり移住につなげたいなどとありましたが、中学生から村内経営者まで、真剣にこのことを課題だと思っています。村側の考えを聞かせてください。 村の魅力を村外者へ発信できるようなイベントを実施してはというような、村の認知度を上げるような発信を行っていくべきではないかというような内容かと思っておりますので、回答させていただきます。 村外者も対象にした村主催のイベントというのは、かつてはさわやかウオーク等があったわけではありますが、現在は行っておりません。 村主催以外では中川ハーフマラソンが大きなイベントでありました。 現在は事業者などが主催するイベントが主となっている状況であります。 新たなイベントを行うには、その目的と対象者、期待する効果、関わる人や予算、開催時期など、考慮が必要となります。
○産業振興課長		
○7 番		
○地域政策課長		

○ 7 番 どんちゃん祭りなど、村を挙げての大きなイベントは村が主体となることがよいかと思いますが、何でもかんでも村ということは難しいのが現状でありまして、むしろ、こうしたことをやりたいという人たち、実行委員会など、そういった人たちの集まりが主体となって企画し、内容によっては村も協力をするという官民協働での形が望ましいのではないかと考えます。

また、村を深く知ってもらうためには、単発のイベントよりも年間を通じて村に訪れてもらえる企画や、今あるイベントや地域の祭りなど、広く知ってもらう情報発信も必要かと思います。

発信力の弱さの指摘や手段の多様化につきましては先日の子ども議会でも御質問をいただいております、効果的な手段の研究を続ける必要性を感じております。

発信が企業の人材確保につながるには、企業情報の発信や居住場所——住む場所の確保など、関係部署との連携も必要と考えております。

（島崎 敏一） 官民協働のイベントづくりですとか情報発信は大変大事だと思います。民間のアイデア待っているだけじゃなくて、ぜひ共に考えるような姿勢をこれからも見せていただきたいなと思います。

次の質問です。

基本目標の4番「人口減少下における地域の活力の確保」及び行政経営についてです。

住民アンケートでは地震や台風などの災害への適切な対応が重要な施策だと思う割合が72.4%で、最も高い割合となっています。

前期のK P Iとなっていた防災士の育成だけでは不十分であると考えます。

今後の展望について村側の考えを聞かせてください。

○総務課長 防災についての部分でお答えをさせていただきたいと思います。

村の防災対策は誰もが安心して暮らし続けることができる地域を目指す上で重要な施策の一つであります。

アンケート結果につきましては、今年の初めに起きた能登半島の地震をはじめ、近年、大規模災害が発生しておりますので、防災に対する意識も高まっていることの表れというふうに認識をしております。

御指摘のありましたとおり、防災士の資格取得の推進は重要なことと考えますがけれども、このことだけで地域防災力の強化にはつながらないものと思います。

村といたしましては、地域防災力の強化を図るために、主なものとして次のような取組の検討をしてまいりたいと思います。

1つとしまして、防災士の資格取得養成はもとより、防災士を組織化し、地域の防災リーダーとしての育成を図る、2といたしまして、住民一人一人が防災意識を高め災害時の行動について学んでいただくため、地域集中防災訓練や地区防災訓練の内容の充実、防災・減災に関する学習機会や情報の提供、3といたしまして、地区内の危険箇所の洗い出しや避難経路の確認、地区内の過去に起きた災

害箇所の伝承など、地域に特化した情報を集約し、地域ぐるみで行います防災マップづくりの推進、4番目としまして防災行政無線やSNSなどを通じた災害時の全村民に対する情報伝達体制の充実等々、これら多面的な取組によりまして村全体の防災力の向上を図っていきたいというふうに考えております。

○ 7 番 （島崎 敏一） 先ほどの4番議員の防災の質問も含めて、ぜひ地域性を反映したリーダーの育成をしていただきたいなと思います。

次の質問です。

住民アンケートでは村役場と住民や地域団体が協働しての村づくりが重要だと思う割合が48.7%で、2番目に高い割合でした。

そんな中で、今年度、大草夢クラブが解散しました。夢クラブが担ってきた役目をこれからの時代に即した形で継承していくべきという住民の意見も多く聞いています。

後期戦略のK P Iも地域運営組織の数は3団体を維持する予定でしたが2団体に減少してしまいました。村側の考えを聞かせてください。

○地域政策課長 大草夢クラブ、これは大草地域活性化推進委員会の愛称であります、平成2年に地域住民が主体性を発揮し、自ら考え、自発的な地域づくりを基本理念として発足しました。

大草地域活性化推進委員会の中では、過去には陣馬太鼓も活性化委員会の中で発足をしまして独立していった団体であります。

地域内には、少子高齢化、若者の地域離れ、生活様式の変容等、多くの課題がある中、地域内の住民の意見を聴取し、最終的には解散する道を選択したと伺っております。

過去には片桐地区、葛島地区にも活性化委員会がありましたが、区がその役割を担う形で解散をしてきております。

大草地区には片桐や葛島のような地区組織がないため、大草地区全体での取組がしにくいという地域の特性もございます。

大草夢クラブについては、あくまで地域での自主組織となるため、村から時代に即した形での継承についてお話できることはないわけではありますが、地域の中で何らかの形で組織するとの話があれば、必要な相談については村としても一緒に協働していききたいと考えております。

○ 7 番 （島崎 敏一） 何らかの動きがあれば支援していききたいということです。

次の質問なんですが、例えば住民と行政との意見の折り合いをつける対話、ファシリテーションによる合意形成などが必要ではないかと考えますがいかが、でしょうか。

○地域政策課長 協働の村づくりの実現には住民や地域団体との対話は必要不可欠なものと考えております。

今年度は後期基本計画の策定の年でもありまして、住民ワークショップをはじめ、移住者ヒアリング等を実施してきております。特に、今後の村を担っていく

		であろう若者の声を聞くことを重点的に今進めているところであります。 今年度は保健福祉課と共同で中学生、高校生を対象としたワークショップも開催してきております。その中でも地域の方とつながりたい、もっと話をしてみたいというような意見も出ているため、今回のワークショップで終わりにするのではなく、継続的に対話をする機会の創出について検討していきたいと考えております。 対話の在り方については、各方面と合意形成を図りながら、よりよい在り方について検討していきたいと考えております。 （島崎 敏一） ワークショップで話を聞くだけではなくて、ぜひ継続していただきたいと思います。 また、地域でいろいろな話を聞くと、夢クラブが担っていた望岳荘でのお祭りですとかがなくなってしまったことに対して残念っていう意見が数多くありました。そういった声も併せて、何か継続的に合意形成を図っていつてもらいたいと思います。 次の質問です。 後期計画の施策体系案に地域コミュニティの維持と持続的な地域活動の推進とありますが、新しい学校づくりに伴い東・西小学校が令和 13 年に閉校します。東西問わず、空き校舎となったときの対応を気にしている住民の方は大勢います。住民との対話を設ける必要があるのではないのでしょうか。 東小学校がある中組地区の総代さんも非常に憂慮されていましたし、先日の子ども議会の米山さんの質問でも東・西小リノベーションの提案がありました。子ども議会の村長答弁でも地域、企業と考えていかねばならないとありました。 また、12 月の初旬に行われた住民ワークショップでも気になるトピックとして挙がりました。 多くの住民の方が関心を持っています。考えを聞かせてください。 現在は、まず新しい学校づくりの方向性を定めることを第一に進めている状況であります。 新校開校となる令和 13 年度以降には、議員がおっしゃるとおり、東西小学校が閉校となりまして空いてくるわけであります。跡地利用について検討することは今後の事業の中でも重要なものと考えておりまして、活用方法につきましては、住民の方々をはじめ、他方面からの意見を聞く場面があるかと思います。 また、企業の資金やアイデアを活用することも一つの案かと思っております。 まずは庁内で今後の跡地利用についての検討を進めていく中で、これについては、維持管理、また取壊しを含めた財源確保の事業検討等を進めながら、来年度から予定しております立地適正化計画の策定に併せて、しかるべき時期に住民の皆様との対話の場を検討してまいりたいと考えております。 （島崎 敏一） とにかくいろいろなところで地域の方の声を聞いていただきたいなと思います。
○ 7	番	

○地域政策課長

○ 7

番

		また、全国的に廃校の問題は課題となっております。文部科学省のほうでも「みんなの廃校」プロジェクトというホームページのサイトを作って、廃校を利用するマッチングの企業の紹介ですとか、空き校舎の紹介ですとかをしています。そういったプロジェクトへの参加に対しての考えなどがあれば聞かせてください。 子ども議会の中でも村長が答弁したとおり、年間 450 くらいの学校が今は閉校しているということで、全国的な視野に立つと、いろいろな地域、場所でそういった廃校を利用したものがあるということは重々承知しております。 そういった、今おっしゃるようなプロジェクトであったりマッチングであったりの部門に参加することも一つの検討材料となるかと思いますので、これについては、もう少し――今は先ほど言ったように新しい学校づくりのほうに教育委員会を中心に向かっているところでありますので、そういった次の廃校につきましても、これから順次検討を当然進めていくべき重要な課題と認識しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。 （島崎 敏一） 「みんなの廃校」プロジェクトは定期的にオンラインで説明会などもやっていますので、まず話を聞いてみたりするのも一考かと思います。よろしくをお願いします。 次の質問です。 住民アンケートでは効率的な行政サービスが重要な施策だと思う割合が 43.7％で、高い割合となっています。 ですが、村の広報の在り方は住民にとって本当に効率的に届いているのかは疑問に感じます。 S N S やユーチューブの活用を求める声が住民からあり、長年の課題となっています。広報や情報発信についての集落支援員、地域おこし協力隊を登用して届く情報発信に努めるべきではないでしょうか。 子ども議会でも取り上げられたテーマです。前沢さんが S N S での情報発信について、福沢さんが就業と子育ての両立支援について、また先ほども申しましたが遠山さんが知名度アップについて S N S を活用するべきと、声がたくさん上がりました。 また、2 年前の子ども議会でも内田さんから情報発信について指摘を受けました。このときは広報課を立ち上げるべきという声がありました。 住民ワークショップの中でも、観光、暮らし、地域づくり、あらゆる方向に關しての情報発信力が課題という意見が出ています。 また、今回の議会では 7 番議員が一般質問で取り上げていますが、新しい学校づくりでも届く広報が課題となっていると考えます。 情報発信について村側の考えを聞かせてください。 広報活動の在り方でありますが、前提として、住民向け行政情報なのか、村外者向けの観光イベント等の情報なのかによって効果的に発信する手段、方法が異なると感じております。
○ 地域政策課長		

○地域政策課長

○地域政策課長

○ 7 番

ＳＮＳやユーチューブについては、より対外的かつ不特定な人向けの発信要素が高いのかなというふうに思っております。

一部では、リアルタイムでの情報発信のために、X——旧ツイッターであります——を行政情報の発信手段として使う場合も考えられます。このことについては、今、議員のおっしゃるように、先日の子ども議会でも何人かの中学生議員さんから質問や提案をいただいております。

現在、村の公の情報発信は、御存知のとおり、広報なかがわ、村公式ホームページで行うとともに、メールやＳＮＳでは緊急情報発信サービスや村ＬＩＮＥ公式アカウントで発信をしているところであります。

情報発信の多重化にはなっておりますが、現時点ではＳＮＳはあくまでも村民向けの最小限の情報発信に留まっておりますして、情報発信ツールとして効果的に利用できているかという点、その点につきましては課題があると思っております。

一方で、多様な情報発信については、発信方法の一元化ができれば職員に負担がかかり、逆に情報発信に時間がかかったり、またミスが起こりやすくなったりすることもあります。

観光情報イベント関連の発信については観光協会や関連する部署で随時発信する体制の確立が重要であり、課題でもあります。

地域の情報発信も含めてとなりますと、先ほど議員がおっしゃったように地域おこし協力隊や集落支援員の活用も考えられます。

ＳＮＳを活用した村の情報や魅力の村外向けの情報発信ということであれば、村民や村の出身者、中川村応援団の皆さんや村を訪れた方から発信していただくほうがリアルタイムで効果的な情報発信ができるのではないかと考えます。

ただ、ＳＮＳに関しては、今いろいろな場面でその功罪について取り沙汰されておりますして、ＳＮＳは、その特殊性があるがゆえに、村がＳＮＳを利用して公に情報を発していくには制約があります。これについては情報発信のルールづくりが必要と考えております。

発信する情報の性質や期間など、情報発信先が住民向けなのか、村外者向けなのか、その両方か、どのような情報発信方法が簡易で効果的なのかなど、皆さんからアイデアをいただきながら検討を進めてまいりたいと思います。

（島崎 敏一） 2年前から中学生に言われ続けている課題を——課題は、実現の可能性は大変かもしれませんが、小さくでもいいので、スマホ一つでアップデート、いろいろ情報発信ができる時代です。小さくでもいいので、ぜひ、まずは一歩踏み出していただきたいなと思います。

また、ある20代の若者に聞いた話なんですけど、最近、いろいろなことについて行政が意見を求めてくるけれど、話を聞くだけで終わっている気がしてとても残念だと言っていました。ちなみに村の若者ではないです、飯田の子なんですけれども。

ワークショップで意見を聞いた後に聞きっぱなしにしてしまうのは、せっかく

○ 7 番

芽生えた自治意識の芽を摘むようなものではないかと考えます。

その後の意見の検証や政策を実現するために検討するプロセスも同じく届く広報によって発信するべきだと思います。

さっき地域政策課長が発信には2種類あると言っていましたが、観光も暮らしも私は情報発信が必要だと思います。

せっかく情報が人々の手元に届きやすくなった時代でもありますので、ぜひ一人一人の心に届く広報をよろしく願いいたします。

次の質問に行きます。「保育所あり方検討委員会について」です。

諮問機関である中川村保育所あり方検討委員会が発足しました。出生数減少や施設の老朽化が進む中で、村民の意見を聞きながら、これから令和8年度にかけて保育所の在り方を検討することですが、下記の点について質問をします。

まず1つ目です。住民と対話をする土台づくり、住民の自治意識の醸成をするべきではないでしょうか、担当の村側の考えを聞かせてください。

それでは、保育所あり方検討委員会のほうのお答えをさせていただきます。

保育所あり方検討委員会は、11月に設置し、11月13日に第1回委員会を開催しました。中川村における園児数の減少や保育施設の老朽化等を踏まえ、子育て世帯が求める保育に応えるとともに、子どもにとって望ましい保育環境の在り方について検討し、基本方針を答申いただきたいという村長からの諮問を受けて始まりました。

来年度から本格的に検討を始め、令和8年度中に基本方針を答申する予定です。

第1回目の会議では、委員から人口減少に対して10～20年先までの村の構想が大きく影響してくるので今後の構想について聞きたいという意見がありました。また、施設の充実はいいが財政的に大丈夫か、維持ができるのかというような意見もありました。

今後、中川村は、人口減少、少子高齢化、公共施設の老朽化による改修費用や新しい学校やリニア関連の工事などにより財政が厳しくなっていくことなどが想定されています。このような様々な課題を他人事ではなく自分のこととして捉え、保育所は今後どうあるべきか考え、決定していく、これが住民の自治意識の醸成になっていくのではないかと考えております。

まずは村の課題の共有をして、保育所の現状と課題について整理し、今後の在り方について考えていく手順で進めていけたらと考えております。

（島崎 敏一） 自分事として捉える必要性は私も大変重要だと感じています。小中学校の在り方検討委員会のときはちょうどコロナ禍と重なってしまっかなか対話の場を持つことが難しかったと記憶しています。

先ほどの質問で申しましたが、今は情報発信に大変課題がいろいろある中で、ぜひ効果的な情報発信をして、住民の方を、何ていうんでしょう、対話の場に来てもらえるような方法をぜひお願いします。

次の質問です。

		幅広い観点から村民の希望や不安を聞く方針とのことですが、当事者となる方の声、子どもや若者の声、地域の方々の声を受け止め対話できる仕組みづくりが重要であると考えます。
○保健福祉課長		利害関係を持たないファシリテーターを登用し、多様な意見を受け入れて合意形成する場が必要ではないでしょうか、村側の考えを聞かせてください。
		検討を進める中で必要に応じてファシリテーターの委託なども考えていきたいと思います。
○7番	（島崎 敏一）	まだ検討らしい検討も始まっていないので、現段階での回答にはなりません。
		来年度から本格的に検討のほうがされると承知しておりますが、ぜひ、皆が参画できる、参画したくなるような検討会にしていきたいと思いますと思います。
○議長		以上で私の質問を終わりにします。
		ここで暫時休憩とします。再開は午後2時40分とします。
		[午後2時21分 休憩]
		[午後2時40分 再開]
○議長		会議を再開します。
		休憩前に引き続き一般質問を行います。
	2番 松村利宏議員。	
○2番	（松村 利宏）	私は、通告書に基づき、2問、質問いたします。
		まず初めですが、「持続可能な経済の構築及び健康で快適に生活できる村づくりについて」。
		持続可能な経済の構築のためには伊那谷が元気になることが必要条件になるかと思えます。このためには高齢者が健康で快適に生活できる伊那谷をつくっていかねければなりません。子どもから大人までが健康で快適に生活できる村づくりのためには高齢者の介護予防が重要になります。人生百年を考えると、高齢者が健康で快適に生活できる中川村、伊那谷ができればすばらしいことだと思慮します。
		2024年の平均寿命は男性が81.09歳、女性が87.14歳、健康寿命は男性72.7歳、女性75.4歳です。
		健康で快適に生活するためには、男性で8.39年、女性で11.74年、介護予防が必要になります。
		私は一般質問で高齢者が健康で快適に生活できる村づくりのためには筋力トレーニングが必要だと述べてきました。
		筋力は年齢に関係なく強化することが可能であり、健康で快適に生活するために必要です。
		近年、筋力トレーニングに励んでいる女性が増えています。一方、男性は筋力に自信があるためか筋力トレーニングを行っていないようです。
		上伊那郡8市町村では、介護予防ソング「人生100年まつり旅」として伊那市、

		宮田村、飯島町が音楽レクリレーションで介護予防を行っており、箕輪町、辰野町も検討しています。
		具体的には、5点あるわけですがけれども、まず上伊那に新しい文化を築こう、次いで上伊那のいいところ再発見、次に介護予防で住民ファーストのまちづくり、次いで介護予防をもっと身近に、次いで昭和はラジオ体操、令和は「人生100年まつり旅」により健康で快適に生活できる村づくりを行い、持続可能な経済の構築に貢献できると考えます。
		先般の10月20日のふれあい福祉で音楽レクリエーション介護予防を行いました。この際、私も参加したんですが、村長も、先ほど、最初に述べていただきましたが、参加していただいたわけですがけれども、やってみて感想をいただければというふうに思います。
		あそこの中で老人の方が中心で踊っておられたんですが、あの方は、実は脳梗塞で全く動けない状態だったのが踊れるような状態にまできたと——しゃべりはちょっとあまりよくないんですがけれども——ということであるということ、見ていただいた感想も含めてお聞きしたいと思います。
○村長		10月20日開催のふれあい福祉広場で披露された歌というか、踊りかと思えます。踊りというか……。
		それで、私も軽妙な衣装——ベストを着せられまして、代表者の方の踊りを見よう見まねで踊ったというか、音楽に合わせて体を適当に動かしたというのが本音のところであります。
		たしか、記憶しているところでは、非常に分かりやすい歌詞で、振りつけもかなり覚えやすい、それで誰でも動きやすい、こういったことの歌と踊り、振りつけだったと思いますので、こういったところが、皆さんに普及していくということ、そういう狙いかなというふうに思います。
		そういう意味で、音楽レクリエーションで介護予防を進めるということは、あれは立っての——座っていた方はいましたかと思うんですが——介護予防を進めるのはよろしいかなというような、いいことだなという感想は持ちました。
○2番	（松村 利宏）	実は座っていてもできるようになっておりますので、その点は、またいろんなやり方があるかというふうに思います。
		次に行きます。
		子どもから大人までが健康で快適に生活できる村づくりのためには高齢者の介護予防が重要になります。
		音楽レクリエーションで介護予防を行うことを提案します。高齢者が健康で快適に生活できる伊那谷をつくることによって持続可能な経済を構築できると考えるが、どうでしょうか。
		後期計画では、私が今まで一般質問でやってきましたが、健康に関する施設、こういうのも入れていただければ非常にありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○保健福祉課長	ふれあい福祉広場、私は駐車場の係だったので直接見るができなかったわけですが、「人生 100 年まつり旅」は、音楽療法、遊びリテーション、これはレクリエーションとりハビリテーションを組み合わせたものでありますが、と言われる分野の予防運動になると考えます。 音楽療法は健康の維持、心身の障害の機能回復、生活の質の向上等を目的に行われるものです。 一方、村では村発足 60 周年記念事業の中で村歌体操を作製しました。これは介護予防に必要な筋肉と関節の運動に特化した予防運動になります。 このように、一口に予防運動と言っても目的に沿った運動があるので、自分の取りかかりやすい運動を継続して行うこと、これが介護予防には一番大切なことになります。 人口減少と少子高齢化により地域力も低下していくことが予想されます。経験豊富な高齢者の力は地域づくりにおいて重要となります。高齢者自身が健康で活躍し続けるという意識を持ち続けられるよう支援することも大切になります。 一人一人が生き生きと暮らし続けられるような明るく活気がある村づくりを進めていくことが持続可能な経済の構築につながるかもしれません。 高齢者の介護予防、健康づくりに関しては、現在も介護予防教室やいきいきサロン、健康体操教室など、地域の集会施設や公共施設を利用して今行っております。 議員のおっしゃる健康に関する施設とはどのような施設をイメージしているかはちょっと分かりませんが、村民の健康づくりに資する施設、場所については、新たな施設を整備することは難しいと思われますので、現在ある施設の利用や今後空いてくる公共施設の活用などを含めて、村民の皆さんの声を聞きながら検討していければよいと考えております。
○ 2 番	（松村 利宏）音楽のほうのところは非常にいいことだと思いますので、しっかりとやっていただきたいと思います。 健康に関する施設っていう観点では、今答弁いただきましたとおり、空いている施設等を活用して、例えば筋力トレーニングをやるようなところとか、ヨガをやるようなところですか、そういう面も含めて、今後、後期計画で検討していただければというふうに思います。 まあ、なかなか、ちょっと先の話になるかもしれませんが、例えば小学校のところを利用して、古い施設になりますので使える施設があるかどうかっていうのはまた検討しなきゃいけないですけども、そういうところも含めて今後検討していただければということで、お願いしたいというふうに思います。 次に参ります。 介護予防ソング「人生 100 年まつり旅」は、村のオリジナルソングと映像を作ることによって村を P R できると考えるが、どうでしょうか。 上伊那郡 8 市町村がオリジナルソングと映像を作ることにより連携ができると

	考えるが、どうでしょうか。 多分、これは上伊那郡が一つの音楽で——一つのメロディーでって言ったほうがいいんですかね、それで各市町村の特徴ある歴史から風土から産業を含めてそれぞれがやることによって上伊那全てが連携できるというふうに考えていただければいいかというふうに思います。 先般、ちょっと関係者には作っている各町村のビデオっていうか、テープをお渡しして見ていただいておりますんで、それも含めて感想をいただければというふうに思います。 ○村 長 村を P R するには、どんな素材でもそれを使えば P R できるというふうに思います。 また、伊那市、宮田村及び飯島町は御当地の観光ポイントですとか特徴を歌詞に乗せたものになっているんだらうというふうに聞いておりますし、箕輪町、辰野町もこれに準じた歌詞になるんだらうというふうに思います。 もし仮に作れば、中川村バージョンといった、そういったものもできるんじゃないのかなというふうに思っております。 したがいまして、最終的にそれぞれの市町村が対応するという形に上伊那全域がなるにしても、そういう形に納まるんではないかな、こんなふうに考えるところでございます。 ○ 2 番 （松村 利宏） 今答弁いただいたとおり、各市町村の観光も含めたところのいろんな歌詞が入ってくるっていうことで、また面白いものになるんじゃないかなというふうに思いますので、御検討をよろしくお願いしたいと思います。 次に参ります。 オリジナルソングと映像を作ることには 70 万円ぐらいが必要になります。長野県地域発元気づくり支援金、村の地域づくり支援補助金を活用することが可能だというふうに考えますが、この辺は、今後、来年度予算のところで検討していただくことになると思うし、いろいろと前向きに検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。 ○村 長 まず、介護予防ソングの制作に取り組みましようということが決まれば、当然、財源を探すことをしなければなりません。 今お話がありました。例えばの話なんですけど、元気づくり支援金等の活用をという提案でありますけれども、元気づくり支援金につきましては、県は令和 7 年度から採択基準の見直しを行うというふうにしております。 ただし、これは 2 年間の猶予期間があって、従来のような形を続けるのもやぶさかではないということでありますけれども、こういうことです。複数市町村にまたがる事業ですとか、住民生活に具体的な変化をもたらし地域課題解決のモデルになる事業を支援対象にするということをっております。 ですから、何ていいますか、それをやれば確かに上伊那全域にはなるでしょう。でも、それぞれのところでやっていて、これが上伊那全域、何ていいますか、上
--	---

伊那全体でこれに取り組みましょうっていう話になったときに対象になる話かと思いますが、もう既に先行しているところがあるということが非常に私も気になるところであります。そういう意味で、ちょっとこれはよく考えなきゃいけないということでもあります。

先ほど保健福祉課長がお答えしました村歌体操ありますけれども、これにつきましては、村の 60 周年記念事業の一つとして制作され、この記念事業は地域発元気づくり支援金を活用しております。しかし、記念事業の歌が事業採択されたと考えるべきだと、村歌体操じゃなくて。その一貫としてというふうに考えるべきだろうなというふうに思っております。

製作者側で関係市町村に呼びかけて製作委員会なり介護予防推進委員会などの組織を立ち上げて元気づくり支援金を申請するというのであれば、採択されるかどうかは別として、申請は可能ではないかというふうに考えるところでもあります。

もう一つ、村にも地域づくり支援金というのがあります。それで、作製を考えている団体に対して費用の一部を――補助するという助成金ですから、どうしてもどなたがおやりになるのかっていうことになるわけでありまして、しかも地域づくり支援金につきましては上限が決まっておりますので、70 万円という製作費から見ると、ほとんど製作の足しになるかどうかというようなことも考えておるところであります。

どなたがおやりになるのかっていうことは、村の社会福祉協議会がやるのかっていうことも含めてでありますけれども、いいことだと思いますけども、どこがやるのかっていうことについてはかなり検討を要するかなと、そんなふう to 今の段階では考えておるところです。

○ 2 番 （松村 利宏） 趣旨のほうは理解いただけたと思いますんで、あとはいろいろ検討して、こちらも検討してまいりたいというふうに思います。

次に参ります。

9 月の中部伊那議会研修会では、4 町村の歴史、文化、名所などを拾い出し、連携することにより地域の魅力が明らかになり、持続可能な経済の構築に貢献できるため、4 町村の行政も連携するということになりました。それぞれのいいところを、観光も含めて、やはりしっかりと洗い出してやっていこうということになったかと思います。その後どうするかっていうのは今後また考えましょうということになったというふうに記憶しております。

村のオリジナルソングと映像からなる介護予防ソング「人生 100 年まつり旅」は高齢者が健康で快適に生活できる中部伊那をつくることができると思慮します。

また、上伊那と下伊那をつなぐことができ、伊那谷の一体化、地域経済の発展に貢献できるというふうに考えますが、どうでしょうか。

あのときに、どういうところが、例えば松川町、飯島町、大鹿村も含めて、それぞれで、村内、町の中の有名なところ、歴史のあるところ、それから観光地はどこだということ でいろいろ拾い出したグループがあるわけで、それを一つのこ

ういうことでつなげていく、メロディーの中で一つにつなげていければ、地域の同じアイテムの中でいろいろ話すことができるし、歌いながらまた語ることもできるということで、一つ面白いことができるんじゃないかというふうに思いますが、感想をお聞きます。

○村 長 私も参加させていただきましたが、中部伊那の議会の中で、それぞれが持っている観光地というか、ポイントを挙げながら、中部伊那でまず歩いてみる、それで、そのよさをまず自分たちのところから発見するようなことにまず取り組んだらどうかという提案があって、ああこれはいいことだなというふうに私も思いました。

それで、次の段階になったら、じゃあこれをやりましょうというように決まったら、これはこれで、それぞれの市町村がどのくらいかかるのかっていうことを出し合いながら予算を決め、もちろん負担割合っていうのはあるんでしょうけど、そういうふうな過程に行くんだらうと思います。

今御指摘のありましたオリジナルソングと映像からなる介護予防ソングがそういう役割を果たすかどうかでありますけれども、それはちょっとどうかと思うんですが、ただ、それをそれぞれのところでもし仮に同じように作っていったとしたら、これはこれで、そのところの町村の介護予防になりにはそれなりにやっぱり役に立つだろうなっていうことは思います。

ですから、伊那谷の一体化、地域経済の発展に貢献するかどうかっていうことは、何とも言えないかなと思いますが、元気でっていうか、ある程度体操をしたり体を動かしたりして、しかも歌って発散をして、いわゆる脳を少しずつ活性化していくっていうことは、やはり、高齢になっても健康寿命ってよく言われますが、それを長くしていく効果はあるだろうっていう意味で、そういう意味で経済的なところに貢献するだろうなということは感想として思います。

○ 2 番 （松村 利宏） 今の点は、まさにそうだと思うんで、それぞれの議会の中で、またそれぞれのところに提案をしながら、歌がいいかどうかっていうのはちょっと置いておいて、やはりいろいろとみんなで考えていくっていうのはいいかと思いますんで、そういう視点でもほかの 2 町 1 村と連携をしていきたいというふうに思っております。

じゃあ次にまいります。「中期的視点による人口減少、特に少子化対応について」。

中期的視点による人口減少、特に少子化対応は次の 3 点が重要だと思慮します。

1 つ目、村内での雇用増進として工業、商業の発展、金融機関等との連携、2 つ目、中川村に住みたくなる生活環境整備として女性目線を取り入れた子育て支援体制の強化、高校通学支援、村営住宅、空き家利用による住宅提供、宅地提供場所の確保、健康で生き生き生活できるコミュニティ支援推進、ハンディをお持ちの方との共生、もう一つ、書いていないですが、若い女性が住みたくなるような生活環境整備ということが必要になってくるかというふうに思います。これは、やはり交通とか利便性とか働く場所というのが必要になってくるかというふ

		うに思います。
		3つ目ですが、農業後継者の育成としてUターン、Iターン、Jターンの促進と地域への定住、就活支援、魅力ある企業誘致支援、土地利用計画の推進、特に宅地というようなことで、羅列をちょっとしましたが、こういう多くの項目をそれぞれ考えていくことが必要かというふうに思います。
		この中の多くのところは村でも取り上げてやっていただいているという認識はしております。
		行政は第6次総合計画後期計画作成のため住民の意識調査を開始しています。28歳以下の村内に住んでいない方とか大学生、高校生、中学生など、若い方の意識調査、ワークショップを行っていますが、若い方とか村内にいない方っていうのは、多数の方が参加できる方式とか本質を突いた内容ということにしていかないと、なかなか表面上の話にしかなくなっていきというような意見もかなり聞いていますので、そういうことが必要かというふうに思います。
		行政は第6次総合計画後期計画と総合戦略の一体的推進を進めています。前期計画の分析では、中川村において少子化による各種問題が生起しており、持続可能な村づくりのために少子化対応が必要だというようにしております。
		後期計画の重点推進施策は少子化に重点を指向して施策を考えることが必要だと考えます。このため、一例としては、若者の希望に沿った働く場所の確保、子どもの穏やかな成長のための環境づくり、若者の移住・定住の推進など、こういう捉え方もできるかなというように思います。
		11月10日の新聞情報では、高校生のワークショップで高校を卒業した若者が進学や就職でふるさとを離れ都会などへ流出してしまう話題では、子育てをするにはいい環境だと感じているという反面、住む場所としては交通、利便性、働く場所が問題だというように述べている方もいるということになります。
		若者の希望に沿った働く場所の確保については腰を据えて考えなければならない重要な論点だというように考えますが、いかがでしょうか。
○村長		少し長くなりますが、報告も含めて答弁させていただきたいと思います。
		新聞報道の高校生ワークショップの件ですが、これは11月17日に開催をいたしました。少人数ではありましたが多様な意見が出されたというふうにまとめ報告を受けております。
		例えば、今後空いてくる小学校の跡地利用や村内での居場所では、空き小学校を旅館として活用して食事は給食メニューを提供する、中学校のランチルームを解放して住民の方々も給食を食べられる機会をつくる、チャオに居場所があればバスやチョイソコが使えるて便利だなどの意見が出されております。
		また、村の現状と生活についてどういうふうに考え、思うかということでありますが、車の免許がないと生活ができない、通勤通学の環境整備、大学が近くないので都会に出なければならない、帰ってきたいと思えるきっかけが何か必要ではないか、必要なんだという意見などが出されたということでもあります。

就職に関しましては、村内では就職先が限られてしまうといった意見もあれば、中川村にいてもやりたい仕事ができるといった意見も出されております。

村の知名度と行事等についてであります。コロナ禍でイベントが減り、規模が縮小した、人と関わる集まりがなくなったなどが出されております。

また、どんちゃん祭りは一番人気だが中川村のイベントという認識が村外の人には薄い、つまり村外にはあまり知られていないということかなと思います。

それで、チャオはそれなりに有名だそうですけれども、中川村の知名度が低いといった意見が出されました。全体的に中川村の知名度が低いということだと思います。

高校生も生活が大事といった意見が出されておりました。住む場所、働く場所が重要な項目だというふうに考えております。

これは、後ほどの御質問を先取りするわけではありませんが、今、世の中はどの業界も人手不足になっておりますし、決して中川村や近隣地域において働く場所がないわけではありません。

ただ、議員のおっしゃるように、若者、特に女性の希望に沿った働く場所という点では選択肢が少ないというのが現状なのかなというふうに思っております。多種多様な職種を村内に誘致するっていうことはかなり難しいわけでありましてけれども、今後空いてくる村有地ですとか公共施設の有効活用など、民間事業者と連携していく、考えていくことも必要ではないかなというふうに考えております。

引き続き、村内での起業ですとか、既存事業者の事業計画、事業拡大についても事業者の皆さんの声を聞きながら現在の支援策の見直しを検討してまいりたいということで考えておるところであります。

なお、移住・定住、Uターン者の雇用場所、若者の希望に沿った働く場所の確保につきましては、中川村単独ではなかなか難しい面もあります。村内も含め、上下伊那圏域を想定し、商工会ですとか広域連合とも連携した取組をやはり進める必要があります、中川村に居住していただける取組を進めてまいりたいと思っております。

中川村でもキャリア教育をやっておりますし、これは上伊那のどこも毎年交代で開いておるわけであります。

一方、地方からの若者の流出、日本全体の少子化の進行につきましては、人口の都市部、特に首都圏への一極集中が一つの要因と言われておるのは御承知のとおりかと思います。

今、政府は、地方創生の積極的な推進、地方への人や経済の流れをつくることを大きな政策の柱に掲げ直したといいますか、掲げておるということですので、こうした国レベルの政策ですとか、こういったものに大いに期待をしながら、中川村としては、その受皿となり得る施策をどうやっていけばいいのか、おっしゃるとおり、取り組んでいく必要があるかなというふうに思っております。

○ 2 番	（松村 利宏） 2 番 3 番の問いにも一部答えていただいたわけですが、次に参ります。	いただいて、また皆さんと意見交換をしながらやってきたいというふうに思います。
	土地利用の課題は、前期計画、総合戦略に多様な産業を育成し若者の希望に沿った働く場所を確保するための土地利用についての記述がないことだと思慮します。 これは再三一般質問で述べてきたんですが、前期計画をつくるときにも述べたんですが、そのときにはもう既に土地利用の全般的な基本的な考え方は入ったんですが、細部については一切入らなかったというふうになっております。 令和 7 年度以降は、村有地、村保有の施設など、有効利用を図らなければならない土地、施設が多数発生するとともに、小規模未活用農地が増大するため、村政、企業、村民が一体となり多様な産業を育成し、若者の希望に沿った働く場所を確保することを後期計画に記述することを提案します。 子ども議会でもこの間ありましたとおり、東小、西小の跡地の利用、施設の利用というようなことがありましたが、これは、やはり後期計画の中にしっかりうたうこと、これがないと行政の方も何をやっていいか分からないと、それから村民も分からない、議会のほうも、議員のほうも、後期計画に入っていないと、それはいいんだということになってしまうと思いますんで、その辺について、今後、これからやっていくわけですが、検討しながら分析をしながら計画をつくってわけなんで、その辺もどのようにお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。	次に参ります。 私は、6 次総合計画前期計画作成時など、幾度もの一般質問で若者の希望に沿った働く場所を確保するため村内の各種雇用を確保すること、また企業との連携、企業誘致、土地利用計画の作成を述べてきました。 前期計画に関する村民アンケートでは、産業分野の施策評価は軒並み低く、村の産業振興の今後の在り方について検討が必要であるとなっています。 村内の企業は従業員の確保が難しい状況であり、やはり従業員の確保は都会でも難しいということで、要するにロボット化、I T 化をどんどん進めていて、いわゆる効率化を図っているという状況だそうです。人手が非常にかかるような製品づくりとか、そういうものについては地方のほうへ振っているっていうと変な話になるわけですが、実は村内の企業も幾らでも受注ができるという状況になっているそうです。ただし、ここには人がいないとできないわけです。 今答弁いただいたとおり、田舎、中川村でも人がいないっていうのは事実なんですけれども、そういうのを見越して、村内各種のところ、企業と連携していくことが必要だというふうに思います。
○村 長	前回の議会一般質問をしていただいて、そのときに、将来を見て、行政サービスを維持するためにコンパクトの村づくりは必要であり、当面は立地適正化計画によるコンパクト・プラス・ネットワーク、こういったところで、地域づくりというか、村づくりを進めたい、特に計画策定を進めていきたいというふうに答弁をさせていただいたところでございます。 村内の商工業者への支援ですとか多様な就労形態への環境整備、こういったものにつきましては、引き続き関係者や就労希望者等の意見収集に努めてまいりたいということを考えております。 小中一貫校建設という大きなプロジェクトが控えておりますので、施設の有効活用は中長期的な視野で検討しなければならないというふうに思っております。 特に両小学校の跡地利用につきましては、建物、敷地とも大規模な公共施設でありますし、議員がおっしゃるように、行政、企業、村民が一体となりまして検討していかなければならないと考えるところであります。 限られた予算の中で中長期的な財政計画を立てながら検討する必要があるというふうに思っておりますし、後期基本計画への記述については総合計画審議会の中で議論をされていくというふうに考えております。 提案をさせていただきますのは、今、議員の御意見等も伺った上でたたき台をお示しし、その中で議論し、記述についても固まっていこうというふうに今はお答えをさせていただきたいと思います。	したがって、行政は村内の各企業のほうと多分連携は取られていると思うんですけれども、中学生、高校生、大学生などに主体的に広報していただき、働く場所を周知することが重要だと考えます。 広域で、それから、いろんな国、県のところとしっかりと連携を取っていて、ハローワークなどと連携を取っていただいて、しっかりやっていただいているっていうのは認識をしておりますが、まず村内の企業の方ともしっかりと連携して、後期計画、その中期的な施策を考えていただくことが必要かというふうに思います。 確かに、村内の企業は、どちらかというと中小企業、もしくは零細企業が多いわけですが、そういうことからヒントを、いろんなところでヒントを得ることができるかというふうに思います。 先ほども述べましたが、村有地のいろんなところがかなり空いてきますので、そういうところに対して検討をいただくということも必要じゃないかというふうに思います。 総務経済委員会では、今、村内の各種企業と、チョコッと訪問といって、こちらから出向いていろいろと相談、懇談をさせていただいています。そういうときに、空くところが出てきますよ、何かいいアイデアがあったらお願いしますっていうのをこちらも言っておりますんで、そういうことも含めて各種企業と連携を取りながらやっていくということに関してどのように考えられるか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。
○ 2 番	（松村 利宏） 3 月までにはしっかりと私のほうもいろいろ意見を述べさせて	○村 長 まず働く場のことでございますが、今、まず村内にある企業であります、こ

の企業の皆様との話というか、実は企業とお話をしたというか、私が直接行ったわけではないんですけど、信用金庫の支店長、移られて違うところに行かれたんですが、企業を一つ、大きなものっていうか、中堅的な企業を持ってくるっていう発想もあるでしょうけど、今現在ここにある企業で求めているのは人材であり、事業の拡張であるとしたら、一人でも二人でも雇用ができるような、行政はそういう支援をすることがまず大事だと、そのためには、やはり企業が何を求めているのかよく話をして、条件的に合えば積極的に応援する、行政の応援の仕方っていうのは限られるかもしれませんが、そういう方法があるよっていうお話もありました。

ですから、まず一つは、これは商工会を通じてになりますけども、先ほどの話ですと、やはり人材というか、人員というか、働く人を求めていることも事実ですから、そういう方法で、商工会を通じて企業の要望にはまずアンテナを高くして、きちんと応えられるにはどうすればいいのいかっていうことをまずやっていきたいというふうに思っております。

それと、もう一つ、今お話がありました村民アンケートの件でありますけれども、産業分野の施策評価が低く、産業振興の今後の在り方について検討が必要だというお話であります。

それで、働き手を求めるもう一つの方法として、村外から通ってくる方を求める方法と、できれば、今一つあったように、これから公共施設が空いてまいりますので、こういったものについての活用の方法は、先ほどからも申し上げており、村民の意見を聞きながら、高校生の皆さんは学校ということがありましたので学校を使って学校らしいような体験ができるような宿泊施設とか給食が食べられてというような発想もありました。

また、もう一つは、やはり、ある程度、エアコンも入るし、ある程度っていうか、耐震化もできている、一つの箱としての教室が幾つも同じようなタイプのもので並んでおるわけですから、ここに何か企業等が入ってこられるような、ちょうどふさわしいようなことを考えているような企業があるかもしれないので、こういったことは、もう新しい学校ができるっていうことは分かっていますから、村民の皆さんにも言いながら、外に向けてこんなものがありますよっていう、そういう方法、発信の方法も、やっぱりよく考えながら早めにやっていくっていう、こういうことも必要ではないかというふうに思っております。

それから、何ていいますか、高校生、大学生の関係でありますけれども、上伊那広域連合でやっております郷土愛プロジェクト、こういったものがあります。

それから、上伊那広域連合では、若者のU I J ターン、企業や団体の人材確保を目的とした若者人材確保事業に取り組んでおります。毎年、上伊那出身の学生や家族、I ターン希望者等を対象に、企業も参加して、企業案内や就職相談を行っておりますところであります。

また、今年度は上伊那の高校から進学した大学、短大等の就職支援担当者を招

いた説明会——大学の関係でありますけど——最初は 16 校の希望あったようですけど、実際に参加したのは 15 校ということであります。こういった説明会、企業見学会などが、先日——11 月 26・27 日に行われております。そして、上伊那から 39 の企業、団体が参加をしておりますところであります。

村内企業にこうしたイベントへの参加を呼びかけていくっていうのも一つの方法だというふうに思っております。

村内、上下伊那圏域の通勤範囲の企業に関する情報発信はもっと進めていかなければいけないというふうに考えておるところであります。

そういう意味で、企業とのこれからの連携っていうことは当然必要になってくるとことでありますし、企業との包括連携協定も少しずつ——ここに住んでいるっていうか、ここで営業をやっている、ここで物を作っているという、そういう企業ばかりではありませんが、関連している企業との包括連携協定も締結をしてきておるところでありますので、こういった企業の皆さん自身の例えば村づくりとか、これからのことに対してのアイデアも活用をさせていただきたい、提案についても受け入れられるものは受け入れていきたい、こんなふうに思っておりますところであります。

繰り返しになりますけれども、やはり、今後空いてくる両小学校の跡地利用、これについては新たな雇用の創出の場になる可能性がありますので、そういう意味で大きなものとして捉えていきたい、当然、次の計画の中にも示されてくる可能性はあるというふうに私は今のところ思っております。

○ 2 番 (松村 利宏) 今答弁いただきました。

村内の企業の特にトップの方を含めていろいろと話してみると、中川村にある企業は、やはり村内の人口が急激に減ること、それから子どもが急激に減っていくことに物すごく危機感を感じています。雇用があるかないかじゃなくて、そこにある村自体がそういう状況になるっていうのは物すごく危機感を持っています、今、村長が答弁いただいたことに企業も関与していかなきゃいけないのではないかというふうに考えておられました。3 社とも同じです。今のところ 3 社ぐらい行っているわけですけども。

そういうことで、やはり行政のほうも、企業の方、それから、議会もそうですが、村民の方を含めて、しっかりと前向きにいろいろと、中長期的——中期的にですね、長期はちょっとあれですけど、中期的に捉えて検討していただければというように思います。

○議長 以上で質問を終わります。

これで松村利宏議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

御苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

【午後 3 時 2 3 分 散会】